

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

編輯部 報情閣内

週報

號八十五第

日四十二月一十年二十和昭

- 日獨伊の防共協定 (外務省情報部)
 - 太湖以東を確保す (陸軍省新聞班)
 - 上海附近掃敵成る (海軍省海軍軍事普及部)
 - 農山漁村の銃後施設 (農林省)
 - 小運送業法及 (鐵道省)
- 日本通運株式會社法に就て

週報

昭和十一年十月一日第... 郵便特認可

（週刊、同水曜日發行） 第五十七號

（本書の大きさは國定規格A5判）

五錢

在現日一月七年二十和昭

内閣印刷局編纂

職員録

A4判 一五三頁

定價 三圓八十錢

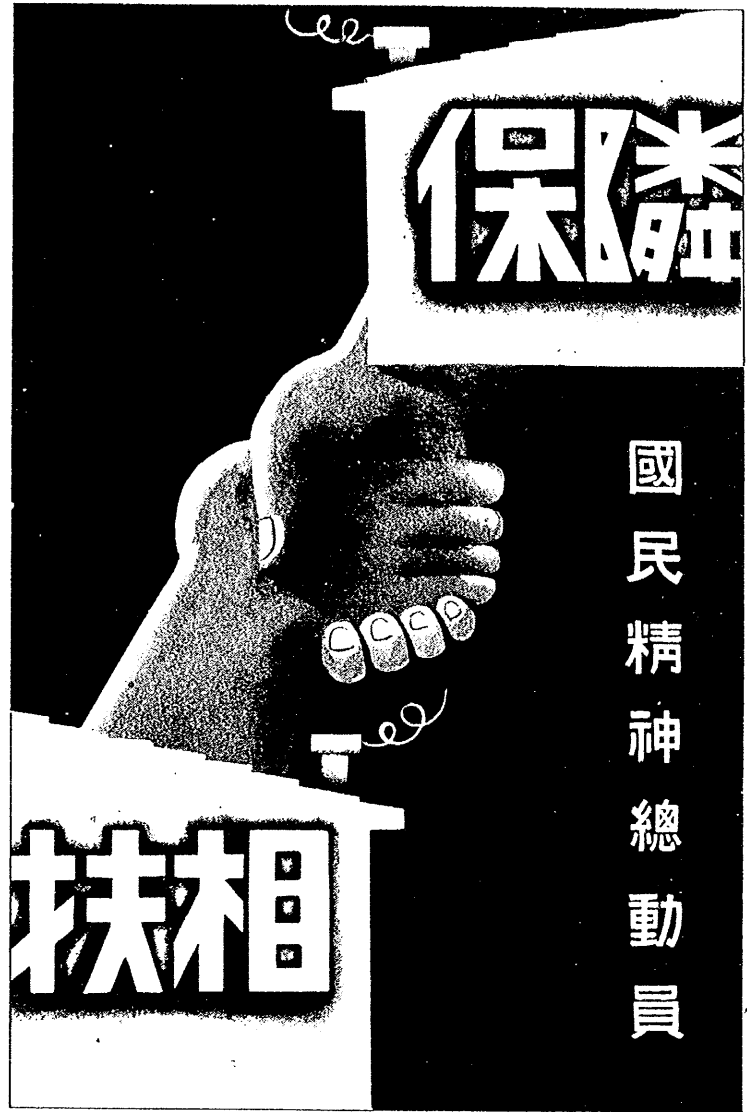
送料不要（外國郵便に依る地）

所 達 申
内閣印刷局發行課
全国各地官報販賣所
全国各地主要書店

所 行 發
東京市麹町區大手町
内閣印刷局
電話九ノ内三三三三三
振替東京一九〇〇〇

| 所 達 申 | 價 定 | 週 報 |
|---|---|---|
| 内閣印刷局發行課 電話九ノ内三三三三三 振替東京一九〇〇〇番 | 一ヶ年（前金）二圓四十錢 （外國郵便に依る地） 要送料送 | 昭和十一年十一月十七日印刷發行 編輯者 内閣情報部 發行所 東京市麹町區永田町 内閣總理大臣官舎内 印刷局 東京市麹町區大手町 |
| 全国各地官報販賣所 東都書籍株式會社 東京市神田區錦町一之三 振替東京九三九〇番 最寄書店・驛賣店 | 一ヶ年分未滿配送御希望の方は一 部五錢の割合を以て前金を添へ御 申込み下さい。 | |

露光量違いにより重複撮影



週報 第五十八號

日獨伊の防共協定……………外務省情報部……………(二)

戰 太湖以東を確保す……………陸軍省新聞班……………(九)

況 上海附近掃敵成る……………海軍省海軍事務普及部……………(一九)

農山漁村の銃後施設……………農 林 省……………(二八)

小運送業法及 日本通運株式會社法に就て……………鐵 道 省……………(三四)

○最近公布の法令……………内閣官房總務課……………(四五)

露光量違いにより重複撮影



週報 第五十八號

日獨伊の防共協定……………外務省情報部…(二)

戦 太湖以東を確保す……………陸軍省新聞班…(九)
況 上海附近掃敵成る……………海軍省海軍事普及部…(一九)

農山漁村の銃後施設……………農 林 省…(二八)
小運送業法及
日本通運株式會社法に就て……………鐵 道 省…(三四)
○最近公布の法令……………内閣官房總務課…(四五)

刊行の趣旨

政府の行はうとする政策の内容や意圖を廣く一般國民に傳へて其の正しい理解を求め、公正な輿論の聲を聞き、又法令の趣旨や内容の普及を圖り、其の他政府の各種機關に依つて得られる内外の情勢、經濟學術技藝等に関する資料を公表して、政府と一般國民との接觸を緊密にし公明な政治の遂行に寄與しようとするものである。

▽週報最近發行掲載内容△

- 第五十二號
 - ▽神嘗祭に就て
 - ▽資源愛護の奨め
 - ▽消費節約の目標
 - ▽國際收支の適合と國民の協力
 - ▽皇威山西山東に振ふ
 - ▽滬甯沿線に進入
 - 第五十三號
 - ▽臨時資金調整法に就て
 - ▽製鐵事業法に就て
 - ▽百貨店法に就て
 - ▽石家非綜遠城の攻略
 - ▽支那海軍を擊破す
 - ▽事變と支那言論界
 - 第五十四號
 - ▽列強陸軍兵器の趨勢
 - ▽歩一步進迫す
 - ▽戰機黄河に動く
 - ▽支那事變に關する聯盟會議と九國條約會議
 - 第五十五號
 - ▽軍艦隊
 - ▽威聲江南の天地を震撼す
 - ▽關北の堅陣を抜く
- 第五十六號
 - ▽人造石油製造事業法及帝國燃料興業株式會社法
 - ▽赤化する新瀋
 - 第五十七號
 - ▽時局と國民精神作興
 - ▽時局と防諜
 - ▽國債の郵便局賣出し
 - ▽朝鮮同胞の赤諜
 - ▽山西の大勢決す
 - ▽軍艦隊關北に躍ぐ
 - 第五十八號
 - ▽杭州海軍製作廠に成功す
 - ▽上海の死命を制す
 - ▽今日の行刑
 - ▽昭和十二年推計人口
 - ▽支那事變と日貨排斥の風潮

本誌より轉載の報告は、週報による旨を明記し且内閣情報部より送附せられたし、本誌の掲載事項に對する希望其の他編輯に關しての意見は進んで内閣情報部に申出られたし。

日獨伊の防共協定

—日獨防共協定一週年を迎へて—

外務省情報部

一 日獨協定一週年

昭和十一年十一月二十五日、帝國の外交史上に一紀元を劃したところの日獨防共協定が成立してから、早くも一週年を迎ふるに至つたのであるが、協定成立以後に於て、國際情勢は非常な波瀾變化を生じ、東亞に於ては支那事變の物發を見るに至り、而もそれがコミンテルンの指導に基くところの抗日の激化によつて惹き起されたものであることに鑑みれば、日獨防共協定の締結が如何に適切であり、その使命が如何に重大であるかを痛感せざるを得ないのである。

而も、日獨協定一週年の意義ある日を迎へるに先つて、去る十一月六日、新たに伊太利がこの防共協定に加盟して、こゝに日獨伊三國協定の成立を見、防共協定の威力は更に擴大強化され、歐亞を貫く防共の堅陣が出現するに至つたことは、世界人類の平和の維持と文明の進歩のために、祝福されるべきことである。

抑、日獨協定が締結せられた所以は、帝國政府が萬古不動の國體を擁護し國家の安全を確保し、進

んで東亞永遠の平和を維持するの不動の國是の下に、内は、國體を破壊せんとするところの無政府主義及共產主義に對して斷乎としてこれを排撃彈壓するの方策を定むると共に、外は、東亞の平和を攪亂し、隣邦支那の赤化を企圖するところのコミンテルンの勢力の東漸を防遏すべき確乎たる方針を堅持して居たのに對して、獨逸が、歐洲大戰後のヴェルサイユ講和條約によつて負はしめられた重壓の下にありながら、よく艱難辛苦と闘ひ内外の困難を克服しつゝ、一路復興へと邁進して來たのであるにも拘らず、この間に於て常に内外の舉國一致を擾亂したのはコミンテルンの陰謀であつた事實に鑑み、一九三三年、共產主義排撃を旗印としたところのナチスが政權を獲るや、國家主義を昂揚し徹底的に共產黨を彈壓し、コミンテルンの策動を國外に驅逐したのであつたが、斯の如き日獨兩國政府の反共產主義、コミンテルン排撃工作は、恰もコミンテルンの赤化工作が國際的に強大な組織を有して居るに鑑みて、國際的協力を以てこれに衝るに非ざれば、到底その効果を全からしむることの困難なるを認めて、こゝに共同戦線を創るに至つたのである。

而も、日獨兩國の有するところの崇高なる犠牲的精神、熾烈なる國家觀念こそはこの日獨の結合をして、單に事務的な防共工作上に、強力なる國民的協力にまで昂揚せしめた原動力であつて、今や兩國が凡ゆる内外の難局を克服しつゝ、世界に於ける反コミンテルンの戦士として、防共陣の第一線に立つたのである。

一一 日獨防共協定の價値

日獨防共協定は、何れの特定國をも目標としたものでもなく、單にコミンテルンの赤化工作を對象とした特異なる性質を持つ日獨兩國間の協力を規定したるものであつたが、これに對してその眞の意義を理解せず、その使命を認識せざるものがあり、従つて種々不當な批判も受けたのであつたが、日獨協定の締結後、一箇月を出でない昨年十二月十二日には、支那に於ては彼の西安事變が勃發して蒋介石が共產軍のために監禁せらるゝに至り、而もこの結果として蒋介石は共產黨の要求するところのいはゆる聯蘇、容共、抗日の三政策を承認せざるを得ない立場に陥つたのであつた。即ち蒋介石は聯蘇とは蘇支同盟を意味するものであり、容共とは支那共產黨を仲介としてのコミンテルンとの提携であり、而して以上の同盟提携の勢力を背景として抗日を行ふといふことを誓約したのであつた。

その結果として、以來俄然抗日は激化し全國的に抗日抗戰の態勢は整へられつゝ、あつたが、遂に七月七日の蘆溝橋に於ける第二十九軍の不法事件を契機として、武力抗日の展開を見るに至り、事態は今日の支那事變にまで擴大發展したのであつた。而して今日に於ては、支那に於ける抗日戰は支那の共產黨が中心となつて居り、それに對して蘇聯邦の支持があり、コミンテルンの指導があることは全世界の常識となつて居るのである。

即ち事變以後に於て暴露せられた共產黨と國民政府との妥協合作の内容は、共產軍を中央軍に改編して第一線に立たしめ、また襄に逮捕されて居た人民戰線派の闘士であり救國抗日運動の指導者である沈鈞儒以下七巨頭、或は陳獨秀、茅トラン等の共產黨の指導者を釋放して抗日陣營を強化した等の

事實は、何れも國民政府がコミンテルンの魔手に操られて、その實勢力の下に動かされつゝあることを現したものである。更に蘇支不侵略條約を殊更事變中に發表して蘇支提携の強化を誇張したるが如きは、紛々として傳へられつゝあるところの國民政府に對する蘇聯邦の對日作戰援助説と相俟つて、事態をして益々悪化に導きつゝあるものと言はなければならぬのである。

以上の如き事實に徴して、防共の重要性は今更強調を要せざるところであるが、帝國政府は今大事變に先つて、昨年來國民政府に對して日支の赤化共同防衛を提議したのであつたが、蔣介石以下抗日に狂へる國民政府指導者の容るゝところとならず、遂に不幸なる今次事變の物發を見るに至つたのである。國民政府にして、若し當時に於て日支防共に應じて居たならば、今次の重大事態は或は避け得たのであつたと信ずるのである。

事態斯の如し。斯くてようやく今日に於て日獨防共協定の眞意義が理解され、その重大使命は認識せらるゝに至つたのである。故に茲に一週年を迎ふるに當つて日獨協定に對する信頼と感謝とは、全日本を擧げての感激となつて爆發し、更に伊太利の加盟を加へて、正に白熱化しつゝあるのである。

三 伊太利參加の意義

日獨防共協定の第二條は日獨兩國が第三國に對して參加を勧誘すべきことを規定して居るのであるが、伊太利政府は去る十一月六日、ローマに於て日獨協定加盟の調印を了して、日獨協定の原本に署名したる形式に於て、日獨と平等の立場に於て防共協定に參加したのである。

而して伊太利政府は日獨協定加盟の議定書の前文に於て「コミンテルンが絶えず東西兩洋に於ける文明世界を危険に陥れ、その平和及秩序を擾亂しつゝある」實狀に鑑み、伊太利は平和及秩序を希念する國家と相寄り、密接なる協力によつてこの危険を滅殺し、且除去せんとする信念の下に、防共を堅持する日本及獨逸と共に共同の敵コミンテルンに衝つて居ることを決意したものであると、日獨協定參加の理由を明示して居るのである。

云ふまでもなく、伊太利は歐洲大戰後に於ける經濟的混亂に際して、コミンテルンの赤化工作により、北伊に於ける諸工場は共產黨の占領するところとなり、赤旗は將に全伊太利を風靡せんとするの危機に迫つたのであつたが、この危機より祖國を救ふべく蹶起したところのファシストのローマ進軍によつて、コミンテルンの策動は忽ちにして全伊太利領土から驅逐され、爾來、ムッソリーニ氏の鐵腕政治はよく經濟的不安と政治的難局を克服し、また國民の舉國一致、不屈不撓の努力は遂に今日の如き強力なる組合國家を建設し、今やローマ帝國再建に燃ゆるファシストの意氣は、強大なる空軍を擁して地中海を睥睨しつゝあるのである。

而も斯の如く反共產主義、コミンテルン排撃を標榜するところのファシスト・イタリアの建設は、歐洲に於けるコミンテルンの赤化西漸に對して、強力なる防共の第一線として各國に於ける赤化の侵入を防止したことは、歐洲平和に對して偉大なる功績を永久に記録せらるべきものである。更にその後獨逸に於てヒトラー總統の率ゆるナチス政權の出現によつて、こゝに歐洲に於ける防共陣は一層威

力を加へたのであつた。爾來、獨伊兩國は世界に於ける防共戦線の二大指導者として、世界革命を目的とするところの兇暴陰險なるコミンテルンの赤化工作に對して、果敢な闘争を續けて來たのであつた。この伊太利が、この度日獨と共に世界に於ける一大防共陣を結成するに至つたことは、誠に自然の勢ひであると言はなければならぬのである。

四 三國協定とその反響

日獨伊三國の防共協定の出現は、一米國新聞紙が指摘したやうに「これまで躊躇に迷つて居る歐洲諸國の行動に範を示すものである」と見られるほど重大な影響を世界に與へたものである。従つてこの三國協定が特定國を目標としたものではなく、また排他的、領土的の内容を持つものではなく、世界の平和と秩序の保持を目的としたものであることが明白であるにも拘らず、歐米の一部には「防共を看板とした新協定の目的は遠大なる領土擴張である」と邪推した批評も現れ、或は蘇聯邦政府は伊太利政府に對して非友誼的であるとの抗議を提出したとも傳へられて居るのであるが、モスコイ政府は從來から、コミンテルンはモスコイ政府とは何等關係がないもので、單にモスコイに本部を置く世界的の團體に過ぎないとの辯明を各國に對して與へて居るのであるから、勿論斯の如き批評や抗議は成立すべき筋合ではないのである。

また日獨伊三國の立場に對して、獨伊はダニエーブ問題で、日獨、日伊は經濟關係で對立し調整困難な關係にあるとして、日獨伊三國の結合に本質的の弱點があるやうに批評した議論もあるのである。

が、これは伊太利の新聞紙が「防共協定によつて日獨伊三國の友好關係は増進すべく、この友好關係はコミンテルンに對する防衛以上の國際的價値を發揮するであらう」と指摘したところの、日獨伊三國國民の精神的結合の強さを理解しない批評であつて、國家主義の觀念に於て、反共產主義の思想に於て共通なものを持ち、而も單なる政策を超越したところの、三國民の精神的な結合が如何に強力なものであるかは、將來に於て事實がこれを證明するであらう。

何れにせよ、獨逸を恐れる佛國、或は獨伊に徹底的な態度を躊躇する英國、日獨に重大關心を持つ蘇聯邦等に對して、日獨伊三國の結合が非常な衝撃を與へたことは、これ等各國に於ける反響を以て想像することが出来るのである。而してその反響の大なることは、即ち三國協定の威力を裏書するものであつて、従つてコミンテルンに對して防共の効果を發揮するものと言ひ得るのである。

五 三國防共協定を護れ

東京ロローマベルリンを結び歐亞を貫く日獨伊三國の防共陣の結成は、蓋し近代外交史上に於ける一大偉觀である。この三大都市を繋ぐ大道こそ、世界の赤化を防止し、人類の進歩と世界の平和とを擁護せんとする反共產主義聖戰の大陣營である。而も日獨伊三國國民の精神的結合は單なる防共そのものが有する意義が全部ではない。防共は三國國民が世界の平和と秩序とを維持せんとする共同の決意を基礎として結ばれたところの國民的結合の一つの現れに過ぎないのである。日獨伊三國國民が

提携結合せる根柢には、各國民相互の深き理解と尊敬とが存在して居ることを知らなければならぬ。従つて斯の如き各國の政策利害を超越した精神的結合は、各國が有するその内政外交の事情によつて影響されるべき薄弱なものではない。即ち獨逸がナチスであり、伊太利がファシシであつたとしても、また更に日本がナチスやファシシと根本的に於て建國の淵源を異にし、國體と國是とを異にするが、それは何等三國の結合を妨げるところのものではない。況んや日本が日獨伊三國協定を結んだことを以て日本がファシシ化したりなどとなすが如きは、故らになす惡意の宣傳か或は思はざる謬見である。

今や、世界防共の堅陣は結成せられ、日獨伊三國民は強固なる結合と、強力なる相互援助とを以て、コミンテルンの世界文明に對する破壊工作を未然に防遏し、平和と秩序とを維持すべき聖戰に向つて出陣せんとするのである。各國民の一人々々が、この平和への尊き戰士として、三國防共協定を護るために奮闘すべきことを期待するのである。

太湖以東を確保す

陸軍省新聞班

去る十一月十二日優渥なる勅語を拜したる植田軍司令官及寺内軍司令官の左記奉答は本十五日參謀總長の宮殿下より上聞に達せられた。

植田軍司令官ヨリノ奉答

優渥ナル 勅語ヲ下賜セラレ恐懼感激ノ至ニ堪ヘス 臣等益々粉骨碎身時局ニ即スル作戰準備ヲ完整シ誓

ツテ 聖旨ニ副ヒ奉ラムコトヲ期ス

寺内軍司令官ヨリノ奉答

軍ノ將兵ニ對シ特ニ優渥ナル 勅語ヲ賜フ 臣等恐懼感激措ク所ヲ知ラス戰歿傷病ノ將兵亦地下床褥ニ感

泣シテ歎マサルナリ

恭シク惟ルニ作戰ノ成果ハ偏ニ御稜威ニ依ル 臣等畏ミテ深ク 聖旨ヲ體シ全軍一體益々志氣ヲ振起シ粉

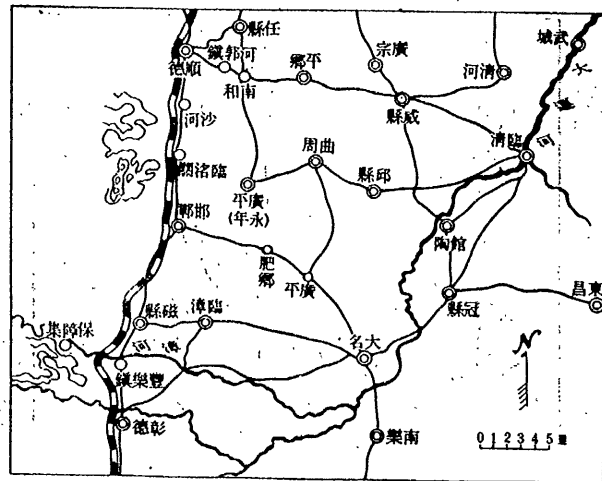
骨碎身斃ルモ尚已マス誓テ多難遼遠ノ前程ヲ克服シ皇基ヲ恢宏シテ 聖慮ヲ安ンシ奉ラム

至つた。

一 概況

山西省の我軍は敵の牙城太原城に堂々入城式を行 平漢線方面は線路東側中間地帯に潛伏して機會あら
 ひ、一部は敗敵を追撃し皇威は山嶽僻村にまで及ぶに ばと所謂ゲリラ戰術に出でんとする殘敵に對し鐵槌を
 下すべく掃蕩戰を開始して、要衝大名及威縣の本據

京漢線東方中間地帯要圖



一方正太線方面より榆次を経て追撃中の我が岡崎部隊は九日平遙に入り、又同浦線方面より追撃し清源に進出した長谷川部隊は更に汾陽方面に對する追撃を準備中である。

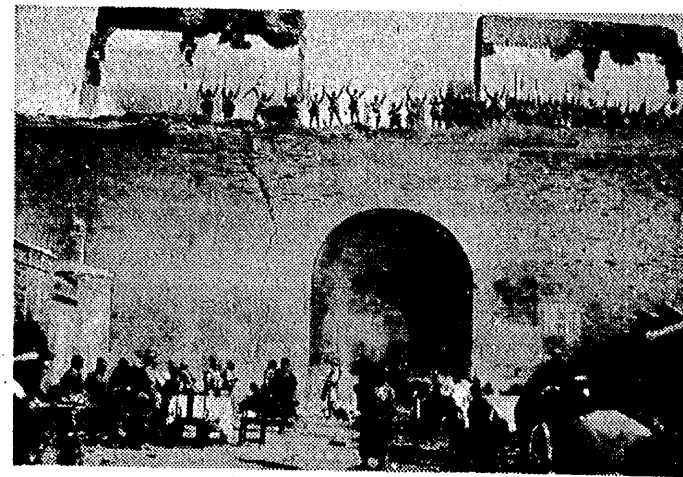
敗走の敵は目下臨汾平地に兵力を集めつゝある模様で我軍が太原攻略の結果押収した兵器及物資は次の通りである。

- 1 野山砲 七八十門 迫撃砲 約四百門 防毒面 二千
- 2 米 二萬俵 高粱粟各 四千俵 メリケン粉 一萬袋 ガソリン 二千罐 煙草 二百五十萬本

三 平漢線方面

河北省内の平漢、津浦兩線の間地帯、殊に平漢線寄りの各地にはなほ殘敵が動いてゐるので、兩線の我が部隊は數日前より出動し空軍の協力の下に掃蕩中のところ、我が部隊は十一日石家莊東方地區の藁城、晉縣、辛集附近にて凡そ二千の敵掃蕩を終り、工藤部隊は九日正午頃より南和西方河郭鎮附近の敵陣地を攻撃し、十一日同地を占據、更に南和に向ひ追撃した。

石黒、坂西部隊は十日午後大名西方地區に進出し、十一日夕には大名を占據し、十二日正午城内の掃蕩を



太原城壁の上の萬歳

を屠つて廣地域の肅清工作に多大の努力を拂ひつゝある。

津浦線方面は稍、しばらく英氣を養ひつゝあつたが、俄然放たれた矢の如く線路兩側地區より數線となつて南下し、敵反撃の機先を制してその企圖を水泡に歸せしめて黄河へ黄河へと進み、大黄河を壓して濟南を指呼の間に望むに至つた。

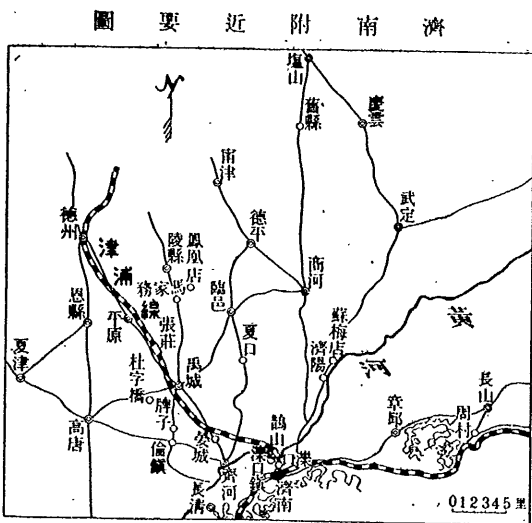
上海戦線は驚異的な昇軍戦果の擴大によつて新戦局の展開となり、北上の各部隊は江南の戦野に先陣を競つて福山、常熟、蘇州の堅陣に殺到し、突如白茆口附近の敵側背に上陸した有力な兵團により太湖以東に大包围戦が展開された。

杭州灣上陸部隊の一部は西進して嘉興、平湖、乍浦鎮の敵に重壓を加へて太湖南方地區より杭州の敵前進根據地を脅かすに至り、首都南京の鼓動は破調を呈するに至つた。

二 山西方面

山西省の太原城も九日午前八時半に全く陥落し、翌十日朝の小春日に太原城包圍の我軍は堂々たる入城式を行つた。

冬つた。又一部の部隊は廣平南方地區に進出し廣平を十三日占據、續いて邱縣に向ひ追撃した。



別に一部隊は南和の敵を攻撃し、十三日任縣、南和附近一帯の敵を撃破し殘敵を掃蕩した。

宋哲元は威縣に在りて劉汝明の第六十八軍を曲周、廣宗威縣一帯に、第三十八師を邱縣に集結し、又大名より敗退した第七十九師は南樂に集結した模様である。

我が部隊は邱縣にあつた五、六萬の殘敵を撃破し、破竹の勢をもつて中間地帯掃蕩に北進し、馮治安の指揮する第三十七、百三十二師、劉汝明の指揮する第四十三、百十五師等の敵部隊の最後の守りとたむ威縣(順德東方七十軒)に向ひ猛攻撃を加へ、十六日午後二時つひに之を完全に占據した。

四 津浦線方面

韓復榘の牙城濟南を指す津浦戦線の我軍は十二、三日全線に互り目覚ましい進撃をなし遂にその先鋒は十三日黄河の線に達し黄河畔戦機漸く熟するに至つた。即ち鐵道線路東側地區進撃中の我が部隊の先遣隊は十日慶雲附近の敵を驅逐して、十二日午後四時二十五分堂々武定(惠民)に入城、息つく暇もなく雪崩を打つて南下、遂に十三日午前十時二十分待望の黄河の線に進出、濟陽東方牛杆の蘇梅店を見事に占據しその主力は十三日深更の間を衝いて濟陽城壁に迫り、激戦の後十三日午後四時頃之を我が手中に收め、萬歲の聲は

太湖以東を保障す

滔々たる黄河の濁流にこだました。

我が黄河壓迫陣は各所活潑の活動を始め、黄河北岸を指して南下を始めた。先づ陵縣を攻略南下の歩を進めた部隊は臨邑南側地區に進出、反轉して南方より臨邑を攻撃十四日午前九時遂に之を陥れた。之より先十日午後臨邑東方に於て桑田騎兵部隊は約二千の敵を撃破した。

臨邑攻撃と前後して禹城南方にある敵を急追した赤柴部隊は、十三日禹城西南方約十四軒の杜家橋牌子莊の線に進出し、恩縣より南下した宋永部隊は同日激戦の後恩縣南方八里の高店を占據し、引き続き敵を急追した。十五日一部隊は黄河北岸の鵝山を占據し黄河を隔て濟南を一望に收むるに至つた。

かくして津浦線兩側地區より分進して黄河畔に日軍旗は進められ濟南攻撃は著々と熟しつつある。我が空軍中平部隊は十一日初めて濟南を空襲し郊外の飛行場、兵營に對し大爆撃を行ひ敵軍を戦慄せしめた。

◇支那事變八月月中旬より十月上旬迄の北支方面の聯隊で、我軍の押收兵器の合計左の通りである。

- 小銃 四二五六 重機關銃 四〇
- 銃 劍 二四四 擲彈筒 二七

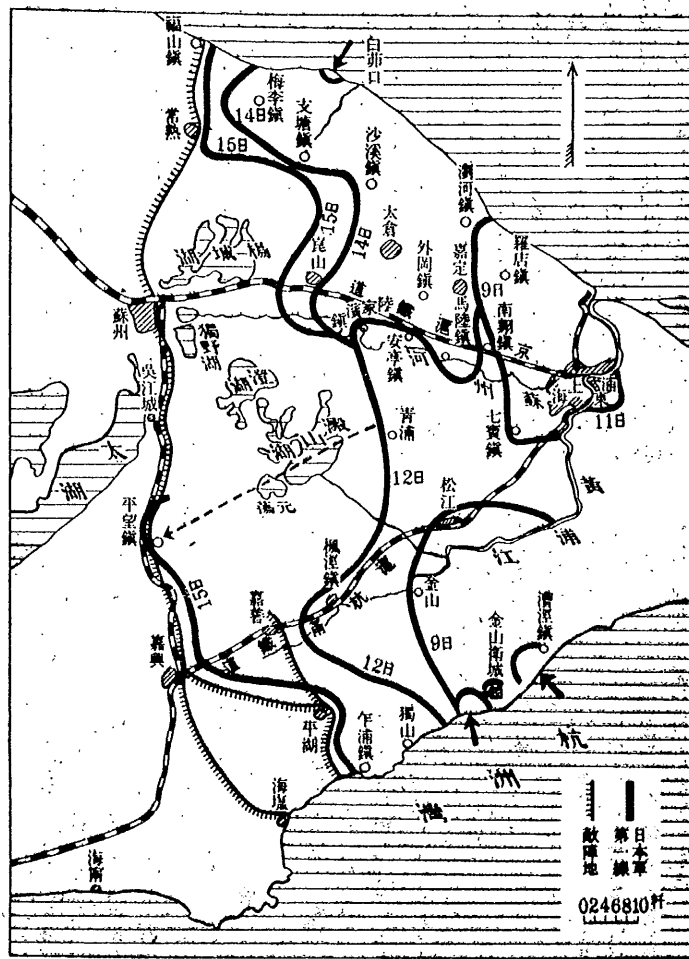
| | | | |
|----------|---------|-------|--------|
| 輕機關銃 | 四六 | 拳銃 | 一七六 |
| 同機備銃身 | 五七 | 騎銃、短銃 | 九 |
| 青龍刀 | 三三 | 野砲 | 三三 |
| 軍刀 | 七〇 | 山砲 | 三 |
| 步兵砲 | 三 | 野砲彈藥車 | 一七 |
| 迫撃砲 | 一 | 飛行機 | 一 |
| 戰車 | 一 | 裝甲自動車 | 一 |
| 15馬力モーター | 一 | 乘用自動車 | 三 |
| 自動貨車 | 六 | ガス彈 | 四箱 |
| 小銃實包 | 一、四一、五五 | 機關銃實包 | 一、五、〇〇 |
| チェッコ輕機實包 | 二、〇〇 | 拳銃實包 | 三、四、三八 |
| 三年式機關銃實包 | 一四箱 | 手榴彈 | 四、八、三三 |
| 迫撃砲彈 | 一、六、三九 | 野砲彈 | 四〇二 |
| 擲彈筒擲彈 | 六、〇、七 | 山砲彈 | 五二 |
| 鉛彈 | 七、〇〇〇 | 投下擲彈 | 九 |
| 器具類 | 十種九五 | 地雷 | 三 |
| 筒擲彈 | 一〇一 | 信管藥筒類 | 三種一八六 |

◇尙收服の押收せるもの五十二種中重なるもの左の如し。

| | | | |
|-----|---------|-------|---------|
| 軍帽 | 二、〇〇〇 | 灰色夏軍服 | 一、五〇〇 |
| 軍靴 | 一、一〇〇 | 灰色縐風衣 | 三、〇〇〇 |
| 布領襪 | 一、六、〇〇〇 | 合靴 | 一、一、〇〇〇 |
| 軍衣袴 | 一、一、〇〇〇 | 靴 | 一、一、〇〇〇 |



上海附近被我態勢要圖



五 上海戦線

大上海が全く我が皇軍の包圍陣内に陥り、南市、浦東に僅かに残る抗日分子も清掃され、海軍の黄浦口開通に成功以來陸上及水上共に全く上海は我が手中に收められた。床しい武士道精神の發露として上海附近避難民の救恤のため多額の金が松井軍司令官及長谷川司令長官より贈られた。かくして上海を覆ふた抗日の妖雲は漸次取り除かれて秋天の明澄さをとり返へしつゝある時、我が皇軍は南京を目指して北上し破竹の進撃を續けて江南の野を席卷し、今までに見ない戦果を擴張して新戦局が展開されんとするに至つた。

即ち南市の抗日分子を一掃掃蕩すべく十一日正午頃新行動を開始した川並、應森の兩部隊は南市の西郊を貫く日暉港クリークの對峙線を突破して二手に分れ、川並部隊は租界寄りの北路を、應森部隊は黄浦江寄りの南路を相併行して市街戦を演じつゝ東方へと進撃し、前者は地方法院、南停車場、大同大學等を、後者は上海兵器廠其他を占據し、舊城内へと進んで行つた。武装を解いて佛租界へ逃げ込む者、或はジャンクにて黄浦江に遁れんとする者等で大混亂中を我が空軍は江上の敵兵に對しても猛烈に掃射を浴せた。

坊水外套 1,000着 防禦用毛皮 10,000枚
軍用手袋 11,000箇 雜 糞 一六三〇〇箇

南市掃蕩の第二回目たる十二日川並、應森兩部隊は引續き早朝より舊城内に残る敵を掃蕩した。敵は例の如くに各所に放火し炎々と燃ゆる中を、江上の我が軍艦の援助の下に狭い街路を縫ひつゝ逐次前進し、最後に十六鋪の税關建物に立て籠る頑敵を全滅して、午後四時半南市悉く我手に歸した。

蘇州河を渡つて上海西側地區を掃蕩した我軍は、直ちに反轉をして上海西方地區に北上した。即ち十日には諸翟鎮を、翌十一日は觀音堂鎮を、續いて黃渡鎮を抜き、京滬鐵道に沿ふ地區を崑山東方に敵を追撃した。別に安遠、和知の兩部隊は南より北面して大場鎮西方の堅壁南翔鎮を攻略して西北進し、十三日朝外岡鎮を陥れ、敵を太倉に壓迫した。

南翔に就て
今回我軍が占據した南翔は上海の西北方約六里京滬線上の要衝で戸數約五千、人口約二萬あり、其周圍及内部は大小數多のクリークを以て圍繞せられて居る。吳郡誌に據るに南翔の地名は次の様な故事に由来してゐる。
地を掘り石を得たり二鶴有りて其上に集る之を久しうして鶴去る石上忽一詩あり曰く

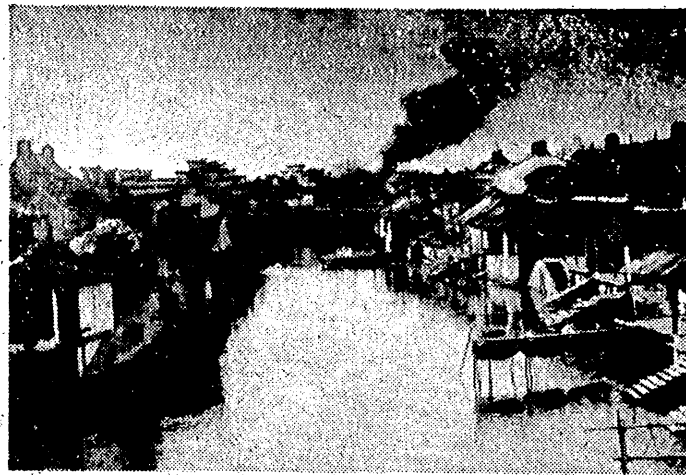


白鶴南翔去不歸 惟留空迹在名基
 今次の事變ではかの張治中が此地にあつて嘉定に位置せる陳誠と共に第一線を督戦した所であつて嘉定と同様支那軍第二線陣地に於ける重要な據點を形成してゐた地點である。

上海戦線の最北端の要衝であつた瀏河鎮に向ひ攻撃を開始した部隊は、一部を以て瀏河鎮を、主力を以てその西方地区より瀏河畔の敵陣を突破し、餘力を驅つて一舉太倉に向ひ南方より攻撃中の安達、和知部隊と協力して十四日早朝太倉を完全に占據した。太倉を攻略した部隊は息つく暇もなく北進し、同日夕には沙溪鎮を抜き、翌十五日夕には支塘鎮を、十六日には梅李鎮を奪取し、常熟北方の敵陣に一大壓迫を加へるの態勢を占むるに至つた。

十二日來南翔東方を経て北進した飯塚、津田、谷川、福井等の各部隊は馬陸鎮及その南北に於ける敵陣地の抵抗を撃破して嘉定城を猛撃し、難攻不落を誇つた堅陣を陥れ、十三日午前十一時には城頭高く日章旗を翻へし、更に敵を急追して太倉東方地区に進出した。一方杭州灣上陸の新鋭部隊は、一方は北進し一方は西進し、兩方面に戦況は發展した。北進した部隊は一

蘇州河以南の敵陣地猛射



我軍の手に落ちた松江の街市

部を以て九日黃浦江北岸の要地松江を抜き、十日には泗涇鎮、金山鎮の線に進出して蘇州河南下部隊と握手することが出来、主力は松江西側地區を経て北進し、青浦を攻撃之を占據するや北進又北進、十一日夕白鶴港鎮及吳淞潭南方に於て蘇州河を渡河し、安亭鎮、陸家濱鎮の線に進出し、京滬線はこゝに再び遮断せらるゝに至つた。更に敵を崑山方面に急追し、十三日夕早くも崑山南方四軒青陽港を奪取、その西側のクリクを渡河して遠明北側に進出、十四日より崑山の攻撃を開始し、夜に至るも攻撃續行、十五日朝遂に崑山を占據日章旗を城頭高く翻翻とひるがへし、續いて敵を西方に急追中である。

かくて内外人の前に敵の眞面目の大抵抗を豫想せられた太倉崑山を連ねた要害の陣地線も、皇軍猛攻の前には支ふるに足らず潰走するに至り、誤つた抗日戦意に一時の昂奮劑を盛つて空元氣を出してゐた敵も此の神速驚異的な追撃に戦意を失ひ、逃げおくれた敗殘兵は精根つきで續々と投降し來り、こゝに崑山平地は完全に我が掌中に收められ上海を中心とする半徑五十軒の地區内には全く敵の片影も見ないやうになつた。先に青浦を占領北進した岡本(鎮)部隊は工兵部隊協

力の下に、舟筏の利用により水路作戦を敢行、クリクノ渡河、澱山湖の橋頭より十四日早朝蘇州南方の平望鎮に達し、蘇州より嘉興に通ずる鐵道を中斷し更に蘇州に向ひ猛撃中でその先頭部隊は金字港に達した。

一方杭州灣上陸後西方に向ひ進撃した小隊、片岡兩部隊は、上陸後直ちに先づ北上亭林鎮を抜き、黃浦江南岸に達し、爾後進路を西に向け、十日滬杭甯鐵道に沿ふ楓涇鎮を陥れ、續いて西進嘉善の敵を猛攻し十三日之を攻略し、縣城を突破、敗退の敵を追撃しつゝ嘉興の陣地に殺到した。

蘇州附近及平望鎮—嘉興—海鹽を連ねる線には既設の堅陣地があり、嘉善—平湖—乍浦鎮の線はこの前哨陣地と見ることが出来、前者の主陣地は杭州に對する防禦たると共に、太湖南方を迂迴して南京を衝く攻勢に對する南京防禦の主要線を形成するものである。

金山衛方面より西進した千葉、矢崎等の諸部隊は獨山附近を突破し山田、山本の諸隊は乍浦鎮の要害を粉碎して十五日には、早くも平湖南方に迫り、東方及南方より平湖攻撃の火蓋を切つて砲撃は杭州灣を隔てて、遠く浙江省を壓し、嘉興攻撃部隊と共に敵作戦の本據

杭州を脅かしてゐる。

上海附近に於て一敗地にまみれ崑山より蘇州方面へ、或は大倉より常熟方面へ潰走中の敵の背後たる常熟東北方面自赤口附近に、十三日朝來突如上陸した有力なる兵團は、その戦果を西方及南方に擴張して、十四日には太倉常熟道東側の線に進出し十五日には常熟の敵を攻撃中である。更に一部は常熟北方の福山鎮に對し攻撃を開始した。

蘇州、常熟、福山を結ぶ陣地線は既に早くより準備をせられつゝあつたもので、その後方無錫、江陰の線と共に南京を守る堅固なる陣地を形成してゐるが、その要點は正に風前の灯の如く此の方面抗日の機密室たる蘇州の崩壊も亦正に目捷の間にあると見るも、敢て過早ではあるまい。

上海攻略に次ぎ、此の大追撃を以てする戦果擴張が南京に與へる影響は甚大なるものあるは想像に難くない、南京遷都の説も所以なきではない。

我が南京への進撃と共に、空軍爆音も、太湖を壓する砲聲も抗日没落の挽歌となつて南京に響く日も遠くはないであらう。

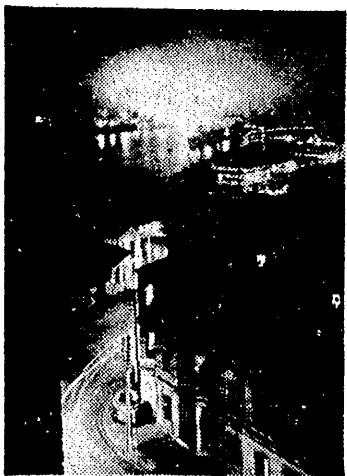
上海附近掃敵成る

海軍省海軍軍事普及部

戦攻撃に依つて完全に一蹴せられ、茲に大上海市から支那軍は完全に掃蕩せらるゝに至つたのである。我軍は更に追撃の手を緩めず攻撃前進し、敵要地を次々と占領すると共に、一方有力なる陸軍兵團は海軍部隊護衛の下に揚子江深く進入して、白茆口附近に敵前上陸を敢行し大成功を収め、敵の重要根據地たる太倉、崑山占領の端緒を開いたのである。かくして上海を中心とする五〇キロ以内に敵影を認めざるに至り、上海方面の作戦は一大進展を見たのである。

一 海軍航空部隊の活躍

我が海軍航空部隊は引續き南支、北支各鐵道沿線を爆撃し其の軍事輸送を阻礙して居る外、大部隊を以て直接上海方面の陸軍作戦に協力し、本月初頭以來連



火の海と化す浦東市南方面の景

杭州灣上陸部隊の側背包圍作戦に狼狽した敵軍は、浦東蘇州河南岸一帯より撤退を餘儀なくせられたが、尙一部は南市を最後の足場として最後の足掻きを爲し、列國干渉を誘起せしめんとする意見をも有して居たとも察せられたのである。併し我軍の緻密精確なる作



(東浦印×) 躍活の隊部空航が我 (面方市南印○)

日悪天候を曾して敵陣地及其の後方據點並に交通連絡線に對し連續果敢なる空襲を行つて居る。我軍の偵察に依れば、支那軍は後方鐵道線路に砲列車を並べ、又天生港江陰間を往復するジャンクの多數は英國國旗を掲揚して居る。

航空部隊の戦果は次の通であるが、本月一日以降十日迄に於ける我が海軍機の損害は三機である。

十一月九日

一 上海方面

蘇州河南方の敵は我軍の猛攻撃に堪へかね、今、曉來全線退却を開始せるを以て、全力を擧げて之を爆撃したが、主なる箇所は左の通である。

青浦高家灣間 敵密集部隊爆撃

江南兵工廠 爆撃

蘇州、崑山、嘉興、南翔、太倉 軍事施設及陣地爆撃

二 北支方面

津浦線及山東省各所飛行場の偵察、兗州驛の爆撃

十一月十日

一 上海方面

大部を以て陸軍の追撃戦に協力し敵の密集部隊及退却路の要所を爆撃した。其の主要なるものは次の通である。

南市 敗残兵占據の家屋爆撃

浦東 敵陣地爆撃

崑山、常熟、蘇州、無錫、嘉善、嘉興、陣地、兵舎等粉砕

二 南京爆撃

大舉南京大校場飛行場を急襲し格納庫及兵舎を爆撃。

三 北支方面

泰安濟寧間、兗州徐州間沿線の軍事輸送施設爆撃

四 南支方面

廈門胡里社砲臺及漳州飛行場を空襲した。

十一月十一日

本日の空襲經過は左の通である。

一 上海方面

南翔、崑山、蘇州、常熟、無錫、嘉興方面の敵部隊及軍事施設爆撃。

二 南京空襲

南京大校場飛行場を爆撃。

三 北支方面

蘭海線津浦線沿線の軍事輸送施設爆撃。

四 敵機空襲

本朝十時半頃珍らしくも揚子江口沖合にノースロップ型と認められる支那軍飛行機三機を現はしたので、我が海軍機は直にこれを追撃して其の二機を撃墜し、残り一機を撃退した。

尙當日九州、朝鮮等で空襲に對する警戒が令せられたのは、右數機現はるの報が内地に逸早く傳へられ萬一の場合を考慮し之に對して處置せられたものである。

十一月十二日

一 上海方面

午前中全力を擧げて陸軍部隊の追撃戦に協力し惡天候を曾して敗走兵を攻撃、又無錫方面軍需工場並に嘉定の敵本據を猛襲し敵に大損害を與へ

た。午後天候不良となつて一部の飛行を中止した。

二 北支方面

陸軍に協力して津浦線方面を空襲した。

十一月十三日

一 上海方面

大部を以て陸軍部隊に協力し、正面の敵及其の後方線を攻撃した。其の主なるもの次の通である。蘇州、無錫、常熟、崑山、太倉、嘉善及乍浦方面爆撃。

二 北支方面

陸軍作戦に協力し濟陽、長清方面の兵營を爆撃。

十一月十四日

一 上海方面

前日同様其の大部を以て陸軍作戦に協力し、又一部を以て敵後方軍事輸送施設を爆撃した。爆撃は夜間に及び、潰走の敵を反覆攻撃した。

常熟附近 敵戦車群爆撃

蘇州、崑山附近 敗残兵及軍事輸送施設爆撃

嘉善方面 敗走兵攻撃



南 市 残 敵 爆 撃

二 北支方面

昨日同様陸軍作戦に協力して濟陽長清方面の敵兵營爆撃。

三 南支方面

午後廈門胡里社砲臺を反覆爆撃した。

十一月十五日

一 上海方面

早朝より無錫、蘇州、嘉興及太湖南方の敵主力陣を粉碎すると共に、崑山常熟方面より敗走する敵を攻撃した。

二 南京空襲

午後南京を空襲し軍事施設を爆撃。

三 北支方面

黄河方面陸軍作戦に協力して津浦線沿線の敵軍事輸送施設爆撃。

二 陸戦隊の戦況

陸戦隊は其の後上海側から浦東側敵を制壓して居つたが、敵の動搖に乗じ陸軍部隊と協力浦東側を上陸し

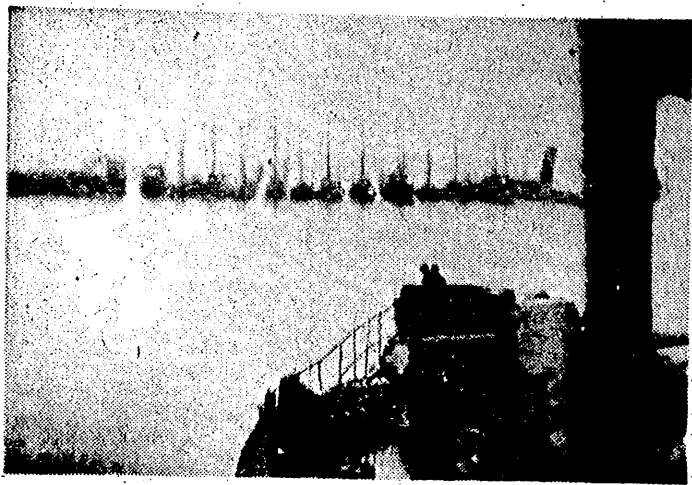
之を一掃した。又南市方面に對しては市民の生命財産保護の見地から抗日分子並に同團體の撤退を要求中であつたが、彼等は我方の意圖を解せず却つて抗戰的態度に出たので、遂に十日午後より彼等抗日分子の巢窟たる據點に對し攻撃を開始したのである。同地域は佛租界に接し第三國の權益も附近に存在するので、我軍は萬全を期して精密確實なる攻撃を以て敵を粉碎し、同地域を清掃したのである。其の主要なる經過は次の通である。

十一月十一日

黎明から浦東側を上陸を開始し、陸軍部隊と協力して残留せる敵敗殘兵並に便衣隊を掃蕩し、午前十時頃には早くも南市對岸白蓮涇鎮に到達、南市攻撃を開始した。浦東上陸は上海戦開始以來最初の事であり、之により久しい間邦人居留地區を悩ました浦東の敵は一兵も残さず清掃された譯である。

十一月十二日

陸戦隊は南市を上陸を開始し折柄進出した陸軍部隊と連絡し同市の主要箇所を確保した。



江浦黄るたれさ鎖封りよに手の側那支時當災變事

等沈没我克及船舶を撤去し水運開通に成功した。其の経過は左の通である。

十一月十二日夕刻、黄浦江封鎖船啓開作業隊は綿密なる計画と、勇敢なる行動とにより敵前より封鎖支那汽船中和を曳いて錨地を變更、出雲下流の浮標に繋留した。この作業に當り陸戦隊は浦東側より、江上船艇は江上より啓開作業隊を阻撃する敵機銃陣地を猛撃、更に之に先立ち陸戦隊の一部は南市側敵前に果敢なる上陸を決行し、藥料公司倉庫附近を占領、折柄進出せる陸軍部隊と協力し南市攻撃及封鎖啓開作業を容易ならしめた。黄浦江の閉塞堰啓開成功と共に同夜徹夜雨中に敵機雷の敷設状況を調査し、其の後連日清掃作業を繼續、敵機雷數個を處分した。一方松江、金山方面の我が陸軍に彈藥、糧食を急遽補給する爲、軍艦〇隻は十三日正午相前後して錨地を出港、補給船〇隻を嚮導して支那側が閉塞以來三ヶ月振りて黄浦江を通航し、水路を突破通過した。帝國軍艦の黄浦江上流通航は海軍創設以來實に今回が最初で、其の意義は重大である。先發した條艦〇〇及〇〇は同日午後五時三十分鐘開行

十一月十三日

引續き市内敵殘兵、便衣隊の徹底的掃蕩を行ひ南市一帯を我手に收めた。

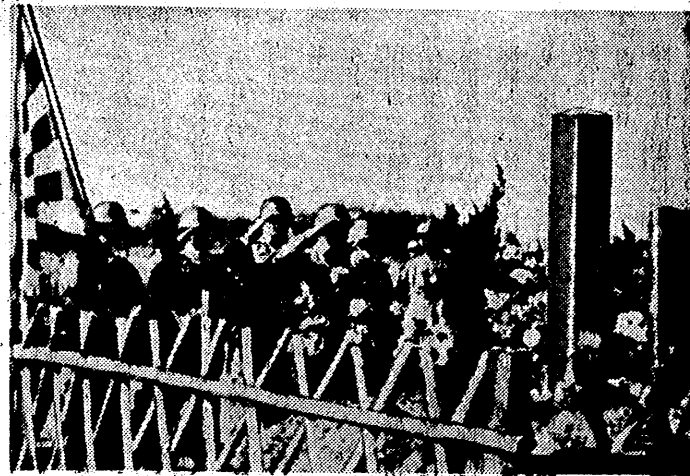
南市攻撃は各國人の目前に於て行はれ日本軍の眞價を知らしめる實物教訓であり、又支那の逆宣傳を裏書きする好材料でもあつた。即ち南市避難民團管理委員會の外人オプザーバーは十一日夕刻左の如く發表、日本軍の砲撃及爆撃の正確さを稱讃した。

「十一日の日本軍の南市總攻撃に際し、南市の一部に設けられた避難民收容區域に支那兵が接近した爲、非常な危険に瀕したが、日本軍の爆撃も砲撃も極めて正確にして、あれ程澤山の砲彈爆撃のうち避難民收容區域には一發も落下せず、三十萬の避難民は生命の安全を保つ事を得た。」

三 艦船部隊の活躍

(イ) 黄浦江の封鎖啓開

事件發生と同時に支那軍は日清汽船所有船其他の汽船及我克等を沈めて黄浦江の航行を遮斷して居たが、我が海軍決死隊の果敢なる敵前作業に依り漸く此



つ幕を標臺で手の隊戦陸が我に場現死撃射大山大



小學校開校の光景

鎮上流に於て敵砲艦數隻を捕獲した。
(口) 白茆口敵前上陸

十一月十三日未明我が海軍〇〇戦隊は陸軍の大兵團を護衛して、揚子江上流遠く白茆口附近に敵前上陸を執行せしめた。本上陸作戦も杭州灣上陸と同様敵の虚を衝き奇襲作戦に依つて大成功を収めたのであるが、上陸地點附近一帯には淺瀬や中洲多く水路嚮導には至大の苦心と困難を伴つた。又江岸一帯の敵は頑強に抵抗して上陸を阻止せんと努めたが、敵陣を猛撃する掩護射撃、江中を猛進する上陸部隊、之に協力する航空部隊の海陸空軍一體の勇戦努力に依つて所期の目的を達成したのである。かくして江岸の敵陣を突破した陸軍部隊は一齊進撃に移つて南下し、南東より前進せる部隊と相呼應して敵を崑山方面に包圍し、破竹の勢を以て同方面一帯を占據した。

四 上海方面の一般狀況

十一月十三日頃に於ける上海方面の狀況は次の通りである。

一 十二日の支那紙に蘇市長及軍事委員會より夫々上海同胞に別れを告ぐるの書が掲載され、支那側は此處に上海放棄を明らかにした。

二 虹口一帯は毎に明朝の度を加へ、邦人復興の意氣漸く旺となつた。十一日から中學校に於て殘留小學兒童に對して復習教授を開始し、十五日からは楊樹浦、租界内は勿論、老靶子路以北八字橋附屬園方面に亘る北部地區一帯(虹口クリーク以南北四川路以西を除く)に邦人の復讐を許さるゝこととなり、目下各家屋の修理、水道、電話、電燈の復舊を急いで居る。

三 佛租界には嚴重な警戒網を突破して南市、城內方面から多數の避難民及散兵(便衣又無武裝のものが多い)が殺到し大混亂を呈して居るが、英租界方面も此の影響を受けて對岸浦東の猛火と南市の殘敵掃蕩の銃砲聲とで陰鬱な空氣が漲つて居る。英佛租界の米店は供給不足の爲十日以來閉店するもの多く、野菜も缺乏を來し、諸物價も共に騰貴し、今後の食糧問題は重大視されるに至つた。

五 皇軍の仁慈

我軍の南市攻撃を目撃した各國人は齊しく其の正確精練さを驚嘆した所であるが、亦其の仁慈に感謝したのである。南市は租界に接續し支那人非戦闘員多數居住して居るので、先に中國赤十字國際委員會の提唱に基いて豐濱路以北城內約三分の一を避難地區とし我軍は種々の困難を忍んで、此の地區を攻撃せざることを約し、南市の殘敵掃蕩に當つて、嚴肅に此の約を果したのであつた。之に感激した國際救濟會のジャキノー神父は、十六日午前軍艦出雲に長谷川第三艦隊司令長官を訪問し、南市避難民地區に收容せる三十萬の避難民が無事戰禍を免れ得たことは、日本海軍の好意によるものである旨を述べ、謝意を表したところ、長谷川長官はジャキノー神父等の慈善的事業に賛意を表すると共に避難民の救濟費に充てられたと金一萬圓を寄贈した。さらに松井軍司令官より寄贈され、更にまた長谷川長官よりも莫大な金額を寄附されたジャキノー神父は少時言葉も出ない程に感激し、我が陸海軍の理解と親切に對し深甚の謝意を表した。

農山漁村の銃後施設

農 林 省

一 總説

事變勃發以來五箇月舉國一致の我が國威は日々宣言揚せられ皇軍の聖戰亦自覺しきものがあるが、事變の赴くところ複雑なると事變の重大なるとは容易にその終熄を豫見することを許さないものがある。此の秋に當り多數の出征兵士、徴發馬匹、工場労働者等を送り、又一面食糧其他重要必須なる物資の生産を擔當する農山漁村の使命は愈々重大を加へたのである。

而して事變の推移に伴つて直接間接に農山漁村の受ける影響は經濟的、社會的に益々深刻化するであらう。従つて軍事機構の整備と相俟つて時局に適應する農山漁村對策は刻下の急務である。當局に於ては事變發生と共に農山漁村の實情を究め、急速に應急對策を進め、對策の重點を(一)不足勞力の補給、(二)應召農山漁家の生活安定、(三)農林水産業の生産力の維持増

進(四)農林水産關係團體の活動促進等の諸點に置き、八月下旬より各地方長官及關係團體に指示して協力せしめ著々其の實績を納め來つたのであるが、更に第七十二議會に於て必要な經費の協賛を経て此等諸對策を充實し銃後對策に遺憾なきを期した次第である。

茲に右の施設の要領を概説すれば次の如くである。

二 農山漁村不足勞力の補給

今次事變の勃發に伴ひ人馬の應召徴發漸く繁く農山漁村に於ける勞力不足の懼あるに鑑み、農林省に於ては之が應急對策を定め八月六日農林次官より各地方長官及關係團體に通牒し、速急に之が實施を圖つた次第である。

即ち右通牒に依り農山漁村部落團體の活動を促進し共同勞作を奨勵し、又近接町村は密接なる聯繫を保

し農山漁村に於ける自發的空氣と自ら合致して其の成果を擧げ、銃後生活の安定を圖りつゝあるのは、誠に農山漁村の心強き點であると謂はねばならぬ。

更に勞力の問題に關聯して徴發馬補充に關しては、農業經營、運送等産業經濟に支障を生ずるが如きことなきやう善後方策を講ずることが必要と認められたので、徴發馬の代金は共同積立、産業組合預金等の方法を講じ徒費を防ぎ、補充馬購入の資に充當せしめることとし、又その補充馬の購入は出來得る限り共同購入の方法によつて軍用適格馬を得る様地方長官に於て指導することとした。尚道府縣其他各種團體をして其の共同購入の斡旋を行はしめ之に對し國庫より助成を爲すこととし、又購買馬輸送運賃は普通運賃率の三割引を以て行はれることになつたのである。

ち町村相互間の勞力調整を圖ることとし、農具、家畜等の共同利用及役畜、動力農具、農用車等の補給を爲すため各種産業團體の活動を促進せられと共に、國有林施設等に關しては季節的に地域的に調整して地元勞力の不足を緩和せしめ、兒童生徒を學業に差支なき限り適當なる作業に協力せしめ、又是等勞力不足對策の根幹的な施設として我國農山漁村に於ける古來の美風たる隣保共助の精神に基き勤勞奉仕の施設を實施せしめることとした。由來國防は全國民の共同責任であつて、獨り應召農山漁家のみに負擔せしめるべきものでなく、全農山漁村民が分擔すべきものである。かゝる見地に立脚して隣保共助の美風を組織ある體系に編成することが勤勞奉仕施設の根本趣旨である。この趣旨に則つて道府縣に於ては道府縣經濟更生委員會が中心となり、町村に於ては町村經濟更生委員會が中心となり、各關係團體の協力によつて上下一貫した指導連絡の下に各部落毎に勤勞奉仕班を必要に應じ順次編成したのである。かく編成された勤勞奉仕班は應召に因る勞力の不足又は馬匹の徴發の爲に農林水産業の經營困難なる者に對し勞力補給を爲し其の經營に支障なからしめると共に、軍需品の供出に當つては村内夫々の機關に協力するのである。かゝる施設が今次事變に際

し農山漁村に於ける自發的空氣と自ら合致して其の成果を擧げ、銃後生活の安定を圖りつゝあるのは、誠に農山漁村の心強き點であると謂はねばならぬ。

更に勞力の問題に關聯して徴發馬補充に關しては、農業經營、運送等産業經濟に支障を生ずるが如きことなきやう善後方策を講ずることが必要と認められたので、徴發馬の代金は共同積立、産業組合預金等の方法を講じ徒費を防ぎ、補充馬購入の資に充當せしめることとし、又その補充馬の購入は出來得る限り共同購入の方法によつて軍用適格馬を得る様地方長官に於て指導することとした。尚道府縣其他各種團體をして其の共同購入の斡旋を行はしめ之に對し國庫より助成を爲すこととし、又購買馬輸送運賃は普通運賃率の三割引を以て行はれることになつたのである。

然しながら人馬の應召又は徴發に因る勞力の絕對量の減少は殘存勞力の活用のみを以てしては永續的補給が困難なるを以て、改良農具の普及、畜力共同利用施設、水産共同利用施設を奨勵し、國庫は之に對して相當助成し勞力不足に基く農林水産業の經營の不安を除き、生産の減退を防止せんとしたのである。

三 農山漁家銃後の生活安定

前述の不足努力補給の問題は個人的には生活安定の問題であり、社会的には生産力の問題であるのであるが、就中應召農山漁家の生活安定を圖することは前線將士をして後顧の憂なく軍事に活動せしめ得る源泉であるのみならず、國家非常時に於ける國力の源泉とも云ふべき農林水産業の生産力の維持増進を圖る上にも一日も忽ち出来ぬ事柄である。此處に鑑み農林省に於ては應召農山漁家の生活安定に關し次の如き應急措置を決定し夫々各地方長官宛宛善處方を指示した次第である。

即ち一般的には町村長、町村經濟更生委員會が中心となり各種産業團體、各種社會團體、學校等が協力して相談所の如き機關を設けて應召農山漁家の産業經營、家政經濟一切の相談に應ずると共に積極的に指導をなすこととし、又町村經濟更生委員會等が中心となり應召農山漁家の産業經營の安定策を樹立し、各種産業團體は夫々其の分野に應じて指導をなすのである。又産業經濟に必要な資金の供給を圓滑ならしめるため信用組合の積極的活動を促進し、農林水産物の販賣に付ては各種産業團體に於て特に積極的に指導することとし、肥料、飼料、燃料等の配給に關しても各種産業團體の活動を促進し、更に應召農山漁家の家賃、漁

船等に付ては關係産業團體に於て適切な管理方法を講じ、應召農山漁家の小作關係に就ては町村、各種團體相協力して安定に努むることとし、特に其の小作紛議に對しては銃後の憂なからしめるやう調停斡旋に努むることとし、また應召自作農家をして自作地を失ふことなきやう關係産業團體に於て經營の援助を爲すと共に、必要ある場合には一時小作に附する等適切な措置を講ずることとした。

次に應召農山漁家に對して政府米の拂下げ等を爲し食糧の不安を生ぜしめぬこととし、また應召農山漁家の傷病に付ては必要に應じ醫療事業を行ふ協同組合の醫療費の低減等適切な措置を講ずることとし、次に應召農山漁家の冠婚葬祭、出征、傷病等の出費に付ては部落團體、産業團體の共済施設の活用及其の普及徹底を圖ることとした。又漁業組合に於ては漁業の自營を爲し或は隣保共助に依る漁業の共同經營を指導し其の利益を應召農山漁家に配當する等の措置を講ずることとした。生活必需品の適切な配給を期する爲には各種産業團體の活動を促進することとし、また農山漁家に對し町村、各種團體協力して授産施設を爲し又は其の利益を應召農山漁家に配當する等の措置を講ずることとした。次に町村、各種團體協力して託兒所、共同

浴場、職業紹介等の社會施設を行ふこととし、また國有林の管理利用、耕地整理事業、開墾事業、林道、治水事業等の工事施行に當りては應召農山漁家に對し優先的の就勞の機會を附與するやう考慮することとした。また應召農山漁家に對し各種團體の會費其の他手数料、使用料等の減免を實情に即し考慮することとし、更に應召農山漁家の負債償還に付ては負債整理委員會、經濟更生委員會、其の他各種團體協力して指導援助を爲すこととした。

最後に應召農山漁家に於て産業組合未加入の者なるときは、組合の利便を享受せしめる爲速かに加入し得るやう適宜の措置を講ずることとした次第である。

四 銃後農山漁村の生産力維持増進

銃後に於ける農林水産業の生産力維持増進の重要な事は言ふ迄もないが、戦時に於ては努力の不足、物資の減少等から生産の減退を來すは歐洲大戰の事例に徴しても明らかである。殊に戦時に於ては特殊の軍需品の増産をも必要とし又國民生活上の必要も充足しなければならぬので、平時よりも消費の増加する傾向にあるから、之が維持増進は最緊要の事である。農業生産上極めて重要な肥料の現状を見るに販賣

肥料中には其の需給關係必ずしも樂觀を許さないものがあるのみならず、又自給肥料に關しても人馬の應召徴發に依り生産の減退を來す懼がある。そこで農林省に於ては此の非常時に處する對策として農家の勤勞精神を昂揚し急速に自給肥料の増産に努めしめ、殊に人馬の應召徴發を受けた農家に對しては隣保共助の精神に則り自給肥料の生産減退を來さないやう、本年度に於て堆肥十億貫貫及綠肥六萬町歩の増産目標の下に、帝國農會をして道府縣農會とも協力して自給肥料増産運動を實施せしめることとした。次に販賣肥料に就ては硫安の供給不足の虞があるので硫安の輸入を促進するため、硫安輸入損失補償の途を開き、輸入硫安が内地硫安價格より高い場合には政府がその差額を補償して供給の圓滑と市價の暴騰を防止した次第である。更に又第七十二議會の協賛を経て臨時肥料配給給制法を制定した。目下之が實施準備中であつて不日實施の運びに至るものであるが、本法の骨子とする所は時局の進展に伴ひ肥料の需給の圓滑及價格の公正を圖る爲特に必要ありと認める時は適當なる機關をして政府の特別の監督の下に肥料の一手買入及政府の認可を得たる價格に依る統制販賣、肥料の輸移入等を内容とする事業を行はしめ、且此の場合に於ては肥料製造業者又は

肥料製造業者の組織する法人に對し其の製造又は取扱に係る肥料を賣渡すべき事を命じ得ることとした點である。斯くすることに依り外國硫安の輸入により肥料の不足を補給し供給を潤澤ならしむると共に、肥料の統制販賣を爲すことに依り肥料の時期的、地域的偏在を防止し取引を公明ならしむる等に依り、肥料の供給の潤滑と價格の公正とを徹底せんとするのである。

又畜産業生産上必須物資たる飼料に在つては、我が國土の性質上其の大部分を海外よりの供給に仰ぎつゝあるが、其の最近一年間に於ける輸入は四千萬圓内外に及んでゐる。然るに今次事變の進展に伴ひ外國爲替管理の強化、支那よりの輸入杜絶等により、其の供給は著しく減少し價格の騰貴を來し、畜産經營は相當の打撃を受ける處がある。之に對しては飼料作物の増産、未利用農産副産物の飼料化、殊に冬期間に於ける飼料給源の確保に努むると共に、日滿間の緊密なる連絡等に依り良質廉價なる飼料の配給の潤滑を期することが急務である。

次に事變の永續に伴ひ増大する軍需の供給確保、貿易收支の悪化を防止する爲、農山漁村に於ても軍需農産物、貿易關係農林水産物の増産を圖り競争遂行に協力しなければならぬ。

既に農林省に於ては國防資源確保の爲、無水酒精製造計畫に對應し原料甘藷、馬鈴薯の増産を計畫實施中である。

又國際貸借改善の爲玉蜀黍、茶種、苧麻、亞麻、楮及三椏の増産を企圖し十二年度より實施中である。

是等の増産計畫は平時に於てのみならず、現下時局に際しても最も必要にして之が豫定計畫の遂行を期するは銃後の護りを全くする所以に他ならぬのである。

尙今次事變に伴ひその需要増加の爲特に増産計畫を實施することになつたものに大麥、燕麥、兔毛皮等がある。

五 農林水産關係團體の活動促進

今次事變に處する農山漁村對策の實行に當つて、農林水産關係團體の活動促進に依つことの大なるは既述の通りであるが、尙是等團體自身に於ても銃後の責任を自覺し自發的に種々生活安定、不足勞力の補給、生産力の維持増加に協力した所寔に尠くない。由來我國農林水産業は其の經營者數極めて多く、且其の大部分は小經營であるのみならずその態様も地域的、經濟的に複雑多岐に互つて居るので、工業等に於けるが如

く簡單容易なる統制は不可能である。従つて今次事變の如き場合に當つて中央の一定の政策を迅速に實踐に移すには、是非共是等農林水産關係團體の適切な活動に俟たなければならぬもの多々あるのは謂ふまでもないことである。

今各種農林水産關係團體の活動状況を詳述する。違はないが、之等諸團體は政府の指示に基いて夙に各種の對策を樹立し、著々之を實行に移し眞の成果を收むべく指導に奮勵に努めると共に、他方皇軍の勞苦に對する感謝、慰問或は恤兵金、兵器獻納等に盡しつゝある。殊に其の時局對策の重點を農業生産力の維持増進、應召農山漁家を始め事變非常時下に於ける農山漁家經濟生活の安定向上の二點に置き、以て政府の行ふ所に呼應し各般の施設に關し目覺ましき活動を爲しつゝある。

六 結び

今次の事變は幸にも農繁期を過ぎて一休みとなつた時に勃發した。従つて農山漁村に於ては人馬の應召徴發も相當多數に上つて居るにも拘らず、近隣相扶け前記各種の對策の下に大なる支障もなく無事收穫期を

迎へる事が出来たのである。殊に今年は天候も二三の例外はあつたにもせよ大體順調に推移し、稻作に於ては大體平年より稍、良好の作柄と豫想せられてゐる。

併し乍ら事變は急速に終末を見れば考へられぬ。否今後相當進展することを豫想しなければならぬ。

斯かる時局に當り、重要物資の生産を擔當し、又國家躍進力の根元たる人口の大半を包擁保持する責務と地位を有する農山漁村は今後事變の進展と共に直接間接尙幾多の苦難を其の生活上産業經濟上に受くることを覺悟せねばならぬ。従つて農山漁村をして此の重き責務使命を克く遂行せしめて誤ならしむるには、之に對する銃後各般の施設を今後益々擴充實施すると共に、思を更に事變後に於ける農山漁村各般の事情に致し、之が適切なる對處策に付ても充分なる攻究用意を整へて置かねばならぬ次第である。之は又一面今次事變の爲、日夜戦線に立つて幾多の苦難に耐へ身命を賭し邦家の爲又東亞平和の爲奮戦力闘せる幾十萬將士に對する銃後農山漁村擧げての務であり、今後益々隣保共助、堅忍持久の精神を以て之が實行に邁進する事が必要である。

小運送業法及

日本通運株式會社法に就て

鐵道省

一 序言

小運送業法及日本通運株式會社法の二法律が第七十回帝國議會の協賛を経て成立し、去る十月一日を以て小運送業法の實施、日本通運株式會社の創立を見るに至り、今や小運送業界多年の懸案解決に劃期的躍進を遂げんとしつゝある事は、斯界の爲めに慶賀に堪へない次第である。此處に小運送問題の概要及此の二法律が期圖する小運送業界改善の概要を述べることにする。

二 小運送の重要性

先づ小運送といふ言葉の意義を説明する必要がある。小運送とは最も常識的に云ふと驛附近の運送店の仕事であるが、多少法制的な説明を加へるならば大運

送、即ち鐵道船舶等比較的大規模遠距離運送機關に依る運送の兩端に於て大運送に附帯して行はるゝ比較的小規模近距離の運送である。

總て物資の移動は、戸口から戸口迄の運送を必要とするものであるから、鐵道の如き大運送機關には、之に附帯して發着兩地に於て集貨配達の作業をする運送店の如き小運送機關が完備してゐなければならぬ。然るに此の小運送が國民經濟生活の上に持つ重要性についてはあまり認識されてゐない憾がある。國有鐵道並に地方鐵道の貨物運賃収入は一年間約二億餘圓であるが、之等の鐵道貨物が驛の兩端に於て必ず伴ふ小運送の爲に、國民の負擔する所の小運送費總額は之亦二億圓を下らず、之に加ふるに貨物の荷造費等を考慮すれば更に多額となり、一步を進めて鐵道以外の貨物の小運送費に思ひ至らば更に驚くべき巨額に達し、國民

の經濟生活に及ぼす影響は至大なるものがある。既に大運送が一國の動脈的經濟活動と稱せられて、其の事業經營に公益的考慮の必要が叫ばれたと同様に、今日の小運送は其の事業の本質に公益的重要性を持つこと甚だ大なるものがある。國有鐵道及地方鐵道に於ては、國家機關としての公共的使命に鑑み、原料品、生活必需品には低級運賃を設定し、高級品、奢侈品には高級運賃を設定し、又災害等の場合には運賃の減免を爲す等、運賃を通じて社會政策の方面を統一的に講じつゝある。斯の如き社會政策的運賃政策も單に大運送のみ留まつて、今日の如く實質上重大な小運送を逸するのであつては國民經濟生活の改善向上に其の徹底を期することを得ない。小運送の公益的重要性は此の一點に於ても甚だ顯著なるものがある。

國民經濟上斯の如く重要な小運送は、一朝有事の場合には更に國防上の見地からも著しく其の重要性を増すものである。戰時事變に際しては軍需品、工業原料品、其の他の物品の陸上運送が急激に増加するは勿論、海上運送より陸上運送に轉嫁する貨物も相當多かるべきを豫期しなければならぬ。斯かる際に、小運送作業の円滑を缺くことあらんか、滞貨は各所に山積

して陸運は大混亂状態に陥るであらう。有事の際を豫想しても、平時に於ける小運送作業の統制、従事員の訓練、小運送用具の整備等、小運送について廣義國防の見地から備ふる處がなければならぬ。

三 小運送制度の缺陷

國民生活の膨脹進展に伴ひ、小運送業は日と共に大を致して今日に至つたのであるが、其の間小運送業は全く自由放任主義の下に置かれてあつたので、企業經營の不合理、不正競争等を生み、延いて國民經濟生活の上に幾多の害悪を及ぼすに至つたのである。之等の缺陷を説明することは、即ち今回の改正の方向を明示することになるであらうから、左に別記して見る。

1 運送店の取締法規なきこと

鐵道省は從來運送店に對して官制上陸運監督權を持つのみで、何等實質的の取締法規を持たなかつた。爲に運送店は自由營業の形式に於て亂立し、不當なる競争を生じ、小運送料金は無統一に流れ、更に其の經營は粗率となり、引換證付貨物の假渡、貨物引換證空券の發行等取扱の不正不當の爲に荷主公衆に迷惑を及ぼし、延いては鐵道運送の機能を阻害する

の例も少くはなかつた。所謂グレイシャムの法則は小運送業界にも亦存在するもの如く、不良店は益多く跋扈して優良店の經營を脅し、其の進展を阻止する事多大であつた。

口 運送店の統轄會社が純然たる運利會社なること

小運送業者は隔地間の取引をする爲、交互計算や貨物引換證の整理、保證を小運送業者の爲に行ふ統轄會社といふものが必然的に生れて來るのであるが、其の統轄會社が從來は營利會社である爲、自己の加盟店から徴收しつゝある交互計算費、貨物引換證の整理費、管理費、代理店契約料等の諸料金は其の實費に比して相當高額である。之が爲に加盟店たる各運送店の負擔を増加し延いては小運送料金を高額ならしめて居る。又此の統轄會社が現在に於て社分立する爲、小運送店は數社の計算に加盟して決算しなければならぬ故、加盟費が嵩み、延いて又小運送料金に影響を及ぼして居る。

小運送業者の徹底的改善の爲には、之等統轄會社は全國運送店の中心的存在として其の指導監督に當り、常に小運送の公益的使命の遂行に努力すべきものである。然るに之等の統轄會社が純然たる營利會社であることは徒らに其の私益を擧ぐるに専念し、又は其の系統別的闘争に終始する等幾多の缺陷を業界に示しつゝある。統轄會社の現状斯の如くして小運送業界改善の期待を持つことは實に百年河清を待つものと云ひ得る。

四 小運送政策の沿革

亂立する小運送店の發生を傍觀する時は、其の間に不正競争、料金の不統一、企業の不健全經營等を生じ、國民の經濟負擔を徒らに加重せしむるのであつて、此の亂立状態を整理して監督の實を擧げ、又將來に互つて此の種の公益企業に對して國家的監督を爲すことが小運送問題の根本的の眼目であつたのである。然らば之について從來國有鐵道は如何なる對策をとつたか、之を歴史的に略説する事としよう。

イ 公認運送取扱人制度

運送店の營業が、全く自由放任に委ねられて居つた時、偶、歐洲大戰が勃發して、經濟界の異常なる好況に刺戟せられ、不良運送店は簇出し、業界は全く混亂の状態に陥つた。是に於て其の社會的惡影響を如何にして是正すべ

きかと云ふことが、小運送業界の重大な問題となり、大正八年鐵道省は其の過渡的の制度として、運送取扱人の公認制度を發表したのである。

公認運送取扱人制度の趣旨とするところは鐵道に於て、多數業者の中から一定の資格標準を有する善良な運送店を選び、之を公認運送取扱人として、其の資力信用の裏書をしたものである。故に、之に依つて荷主公衆が運送店を選択する際の便益は甚だ大なるものがあつたのであるが、本制度では業者に對して特別の援助を與へる方法もなく、又公共的立場から他の業者と差別的待遇をすることも出來ず、業者相互間に於ても、取引系統が異つて居る關係上競争は依然として止まなかつたのであるが、當時の情勢としてはかかる微温的制度も亦止むを得ないのであつた。

ロ 指定運送取扱制度

是に於て、大正十三年鐵道省は小運送制度調査委員會なるものを設けて、官民を一團とした調査機關を作つて調査研究の結果、結局一店主義の理想の下に業者を自發的に合同せしめ以て業界の統一を圖ると云ふ案に到達した。

斯くして大正十五年聲明書を發表して業者の大同を德憑すると共に、新たに特別小口取扱制度を設けて、大體に於て其の合同店を指定し、之が集貨配達を請負はしめる計畫を樹て、昭和二年九月より之を實施した。

四圍の事情の變遷に伴つて多少の改正こそあつたが、之が從來の指定運送店制度であつて之に依つて公認運送取扱人制度は廢止されるに至つたのである。以上が指定店制度に至る迄の概要であるが、合同の際に参加しなかつた店も尠くなく、一旦合同し乍ら後に脱退して新たに開業する者等も生じて來たので、非指定運送店の數は逐年増加し、合同の最初の目的は稍薄弱となつて來た。

五 改正の概要

以上の如く鐵道省は大合同せる指定運送取扱人を通じて、又其の統制會社たる國際通運會社を通じて、業界に一應の統制を立てて進み來つたものではあるが、他方非指定運送店及之等の統轄會社に對しては經濟的行政的の監督方法を缺き、又指定、非指定業者間の相剋等

幾多の難問を残しつゝ今日に至つたのである。昭和二年大合同によつて一應整理された四千三百一店の小運送業者も、昭和十一年三月現在では六千九百八十四店の多数を算するに至つて、不常競争の弊は随所に現はれつゝあつたのである。是に於て鐵道省も從來の小運送政策が爲さんと欲して爲すことが出来なかつた根源を陶いて、遂に小運送業法を誕生せしめ、自由營業の沃野に群立を恣にした斯業に臨むに免許制度を以てし、健全なる業者の地位の安定を保障すると共に、資力薄弱信用不確實なるもの排除を防止し、一方免許業者に對しては一律に取締法規により國家が適切な監督を爲すこととしたのである。今次に此の小運送業法の内容について説明を進め度いと思ふ。

(一) 小運送業法
イ 小運送業の意義

小運送の意義を平易に言へば、鐵道軌道等の隣近の運送店が行ふ仕事のことである。例へば鐵道を利用して荷物を運送するとき荷送人の宅から驛まで運搬して鐵道託送の手續を爲し、又到着地に於て荷物を引取り荷受人の宅まで運搬する等の行爲を謂ふもので、謂はば、鐵道其の他の大規模の運送業を謂ふ。

模の運送機關へ託送するまでの世話と到着後の届先までの世話といふことである。斯かる仕事の全部或は一部を引受けて之を營業とするものは隣附近に店舗を構へるものが大多数を占めるが故に、小運送業者と言へば驛前の運送店なりと言ふことを得るものである。行爲の實體は右の如く簡單なものも荷主との契約の形式如何によつては之を全く異なる營業と觀なければならぬ。故に、小運送業として行はれる營業形態を網羅し、之を法律的に定義して本法は左の如く言つた。即ち、鐵道軌道若は自動車運輸事業の爲す物品運送の運送取扱業又は運送代辦業、鐵道軌道若は自動車運輸事業と通運送を爲す運送機關に依る物品運送の運送取扱業又は運送代辦業、鐵道軌道又は自動車運輸事業に附随し又は之を利用して爲す陸上の物品運送業、註「自動車運輸事業」とは自動車交通事業法第一條に定めるものを指し、即ち一般交通の用に供する爲、路線を定め定期に自動車を行つて旅客又は物品を運送する事業を謂ふ。

「運物品運送」とは託送を爲さずして異なる種類の運送機關又は經營主體を異にする運送機關を通じて行はれる物品運送を謂ふ。

「運送取扱業」とは自己の名を以て他人の爲に物品運送の取次を爲すを業とする者

「運送代辦業」とは貨主の爲に貨主の名を以て又は貨主の代理人として託送其の他運送に關する手續の代行を引受ける事を業とする者

「鐵道軌道自動車運輸事業に附随して爲す陸上の物品運送業」とは之等の物品運送に先行又は後續し補助的に行はれる陸上の物品運送を爲す業を謂ふ。鐵道軌道自動車運輸事業を利用して爲す陸上の物品運送業とは之等の大運送機關に依る運送と其の附帯作業を一括して包括運送を以て運送を引受ける業を謂ふ。

ロ 免許制度の實施

小運送業者の開業に當り從來何等之を取締り、検討する制度の無かつた事が業界に幾多の弊害を生む根本原因であつたので、本法は先づ小運送業の開業に對して充分其の資力信用其の他の條件を検討する意味から免許制度を實施したのである。即ち小運送業を營まんとする者は主務大臣の免

許を賜ふべしと規定したのである。此の免許には一定の條件を附し得ることとした。即ち事業監督上必要な義務を附して取締の完全を期したのである。又之等の條件は公益上必要な場合には變更を命じ得ることとし荷主公衆の利便に對して小運送業の公益的運用を期したのである。

ハ 小運送業に對する監督

免許せられた小運送業者の實務を監督するに當つては小運送業の實體を正確に捕へ、その業務の全般に亘つて取締監督を爲す事が必要である。而して小運送業者が通常行ふ行爲は、單に物品の運搬や、運送の取次のみならず、之等の業務に附帯する各種の行爲を併せ行ふのであつて其の業務内容は甚だ複雑多岐である。小運送業者は小運送業としての本來の業以外に、通常之に附帯して運送品の荷造、保管、仕分、保險契約の締結、代金の取立、立券等を併せ行つてゐるのであつて、外國の法制に見ても運送取扱業の法律的地位は著しく複雑化した結果、既に單一の商行爲の主體としては其の内容を盡し得ない爲、止むを得ず其の經濟活動の各部分を分割して、商法其の他法律上

數種の定型契約に結び付け、法律的には之等各種の商行為を複合的に業とせる者と觀察して其の説明をして居る實情である。随つて本法も第一條に掲げる小運送業の取締のみに止まる時は、監督の實績を擧げ得ない事を恐れて小運送業の附帯業務一切を取締ることとしたのである。

(a) 認可事項の設定——免許制度の實施に依つて小運送業の發生を検討したが、其の發生した小運送業者が其の營業を開始するに當つて適切を期する爲に營業上の重要事項に對しては主務大臣の認可を要する事としたのである。

1 運賃料金の他の取扱條件
從來運賃料金の不統一が不正行為の起る重大原因を爲した事に鑑み、小運送業者は運賃料金の他の取扱條件を定め認可を受くべき事とした。

2 營業の休止又は廢止
小運送業の公益的使命に鑑み其の突然の休止又は廢止は荷主公衆に不便を與へる事が多いので、業者に事業繼續の義務を負はせ、小運送業者は其の事業の全部又は一部を休止し

又は廢止せんとする時は認可を受くべき事とした。

3 營業の讓渡、會社の合併、解散
企業の健全なる發達は經營主體の資力信用に俟つ處が多いので、其の移轉も亦認可事項とし、小運送業の讓渡又は小運送業を營む會社の合併若し解散の決議若しは社員同士の同意は認可を受けなければ其の效力を生ぜざる事とした。

(b) 命令に依る監督——本法は又本法に依る處分命令及本法に基き將來發せらるべき法規命令を以て斯業への監督の適切を期した。即ち公益上必要な時は運賃料金の他の取扱條件の變更に必要なる命令を爲し得る規定を設けたのである。更に設備、共同使用の協定、集配區域の協定、其の他事業の實施及改善に關し必要な命令を爲し得ることを併せ定めて居る。實施命令とは小運送實施の順序、方法、又は運搬具の運用等に關する命令、改善命令とは運搬具、設備の改良、業務管理に關する改善の命令を謂ふ。

(c) 特定義務の負課

1 届出、報告、検査に服する義務——從來業者に對し法規的根據の下に事業一般に關する報告を徴し其の業務を検査する等の事がなかつた爲、幾多の弊害を生じ經營も亦粗放に流れ易かつた。此の弊を匡正せん爲、業者をして其の事業を報告させ又官吏をして其の事業の状況を検査せしむる事としたのである。又業者の事業に關する協定に就てもそれが甚しく不當なる事のない様に届出義務を命じて居る。

2 運賃料金の公示——業者は運賃料金の就ては認可を要するのではあるが、荷主公衆の不知に乗じて之が不正不當に徴せらるゝ事を、恐れ更に之を公示すべき義務を課し、且何等の名義を以てするも公示した運賃及料金以外の報酬を請求し得ざる事とし、公示義務と共に嚴守義務を命じたのである。

二 制裁

荷主公衆の輿望にそふ小運送業を助長する爲には、其の不正不當なる者に一定の制裁を以て臨み以て健全なる業者の經營を脅かすこと無からしめねばならない。本法が制裁規定を設けた所以も此

處にある。

(二) 日本通運株式會社法

小運送業者の運賃料金取得方法は他の企業に比して非常に特異性を有する。即ち發荷主から收入する元拂制の外に、著荷主から收入する著拂制がある爲、全運送に要する運賃料金は必ずしも發荷主と發送店の間或は受荷主と著運送店間の計算のみでは決済されず、其の上發荷主が品代金の取立を依頼したり、或は發送店が運賃立替をしたやうな場合は、當然著運送店の手を経て受荷主より徴收することとなり、發荷主は發著運送店相互間に常に取引上の債權債務の關係を生ずるので、此等の決算を一本に整理する機關の必要があり、此處に交互計算會社なるものが生れて来る。之等の交互計算會社は加盟運送店に投資事業等を爲して次第に統轄會社の性質を帯び各系統別に運送店を支配する實力を持つに至り、統轄會社相互の抗争より延いては系統別の運送店の相剋をも生ずるに至つたのである。

かく交互計算會社が分立する結果加盟會社以外の運送店と取引する爲には、數社の計算に加盟する必要が生じ、運送店加盟費の負擔を増加し、小運送業を

も高める結果を生ずるのである。昭和二年の運送中
 大合同以來、鐵道省は兩陸通運會社をして全國指定
 運送店約三千數百店を統轄させ、小運送業改善の使
 命に精進せしめ來つたものではあるが、今回小運送業
 を免許制とし、業者全般の統制、監督をするには、
 併せて従來分立してゐた各系統會社を打つて一丸と
 なし、強力なる一統轄會社を設立するの急務なる事
 を痛感したのである。而して此の一大統轄會社の本
 質形態に關しては、種々考へ得らる、けれども、今日
 の如く小運送が公益的重要性を帯び來つた時に當つ
 ては、純然たる營利會社を以てしては業者の指導監
 督を爲さしむるに不適當である。又他方此の統轄會
 社が現在の如き複雑多様な小運送業者と經濟的連
 絡を保ち、業界の變動に應じて常に敏活なる活動を
 爲すべき事を考へれば、純然たる官營も亦實情に副
 はざる態がある。故に統轄會社は之を半官半民のも
 のたらしめ、國家は公共的見地より其の活動を助長
 監督すると共に、實際の業務は會社に委ねて統轄機
 能の充分なる運用に俟つことが有効適切である。此
 の見地に立つて半官半民の日本通運株式會社を設立
 し、従來の統轄會社を合併し、以て小運送業界を率

わしめんとしたのである。

イ 日本通運株式會社の特殊性

本會社の資本は三千五百萬圓とし、政府は其の
 半額を限り株式の引受を爲すことを得ることとし
 た。又其の配當金に就ても、毎營業年度に於ける
 利益金額が政府以外の持株の拂込金額に對し、年
 六分の割合に達する迄は、政府の持株に對しては
 利益配當を要せざることとした。即ち民法商法に
 依る一般の株式會社とは其の本質を異にし、小運
 送業の公共的性質より政府の特別なる援助指揮監
 督を受ける特殊なる株式會社としたのである。

ロ 本會社の事業目的

本會社は小運送業の健全なる發達を圖る爲に左
 の事業を營むことを目的とする。

(a) 小運送業の取引より生ずる債權債務の決済に
 關する事務

即ち所謂交互計算に關する事務であつて、従
 來系統的に分立した交互計算を本社に於て取
 め利用者の便益延いては小運送費の低下に志し
 た點である。

(b) 貨物引換證整理及保證に關する事務

現在の商取引に於て貨物引換證の整理保證は
 重要な事業であつて、堅實有力なる會社が之
 等の事業經營に當る事は證券の信用を増し、金
 融を圓滑にし、小運送業の健全なる發達に貢獻
 する處大である。

(o) 小運送業の助長に必要な事業

小運送業者に對する資金の融通、業務上必要
 なる物品の販賣、貸付、運搬具の改良研究、十數
 萬に及ぼんとする小運送業従事員の指導教養、
 福利待遇等を助長せしめんとするものである。

(d) 小運送業及之に附帯する業務

本會社が直接小運送業を營む時は、小運送業
 法の適用を受ける。小運送業に附帯する事業と
 は小運送業者が通例附帯的に行ふ業務であつ
 て、例へば運送品の荷造、保管、勞務供給の請
 負等を謂ふ。

更に本會社は小運送業又は之に關聯する事業
 に投資することをも事業目的の一つとして居
 る。小運送業の經濟的發展と共に斯業が之に關
 聯する事業、例へば運送保險事業、倉庫事業、
 船舶事業、自動車に關する事業等に密接なる關

ハ 會社の業務に對する監督

本會社が小運送業の健全なる發達を助成する
 爲、其の事業目的に向つての活動が適切妥當であ
 る様に、國家は之を監督しなければならぬ。

(a) 認可事項の設定——會社の重要決議に對して

は、國家的見地よりの方針を誤らしめざるの趣
 旨より定款の變更、社債の募集、利益金の處分、
 合併及解散の決議は認可を受けなければ其の效
 力を生ぜざることとした。

本會社の公共的特殊性を重大視し、本會社が
 其の事業を休止せんとする時は認可を受くべき
 こととした。

(b) 検査に依る監督——主務大臣は本會社の業務

一般を監督し、其の爲に部下の官吏をして何時
 にも會社の倉庫、帳簿及諸般の文書物件を検
 査せしめ得る。

(9) 命令に依る監督——會社の事業の經營實施、其の他に關し命令を發し得る法的根據を設けた。

二 制裁

日本通運株式會社の事業の重大性、公益性に鑑み法令違背の場合等には行政處分に依る制裁、刑罰に依る制裁が規定されて居るが詳説は省略する。

六 結論

國民經濟生活の進展と共に、小運送業も漸く其の内容を複雑にし、又企業の本質に公共的特性を明確に出来たのである。政府の小運送政策も、斯の如き時代の變遷と共に進みつゝはあつたが、永年待望して然もよく爲し得なかつた小運送業界の法制的統一化が此處に漸く成立したのである。斯くて小運送業界の組織的發展の基礎工事成ると雖も、與へられた方針の下、其

の上層建築をして有終の美を爲さしむることは一に後日の運用に俟たなければならぬ。

鐵道省は二法の實施に關する諸法規の制定に當り、又本法に基く監督權の運用に就ても、小運送業界が持つ長き歴史と良き傳統とを無視することのないのは勿論であるが、一方又日本通運株式會社に於ても其の公共的本質に鑑み、從來の系統會社の營利主義的經營より脱脚して小運送業界の健全なる發達助成を圖るべく進まんとしつゝある。小運送業者亦其の事業の公益的、重要性を深く理解し、社會の公僕たる自覺の下に、現業の第一線に殉ずるの活動を爲すことが望ましい。斯くして小運送業界が統制ある企業管理の形態を盡へ、教養ある従業員が現業の第一線に活動し、國民の貴重なる物資が整然たる秩序の下に、戸口より戸口迄、「迅速」「正確」「安全」「低廉」に運送せらるゝ日の一日も早く來らんことを希ふものである。

正 誤

十一月十七日發行週報第五十七號「二頁統計圖表中備考欄括弧内」の「ソ」は「一九三五年末調十七億三千萬人」とあるは「ソ」は「一九三五年末調十七億三千二百萬人」の誤。

内閣統計局

最近公布の法令

内閣官房總務課

○昭和六年勅令第二百七十一號陸軍兵の兵科部、兵種及等級表三關スル件中改正ノ件

戰時又は事變の際必要に依つて長期に亘り軍隊に編入する輜重兵特務兵及補助衛生兵に進級の途を拓くの必要あり、輜重兵特務兵を輜重兵特務一等兵と輜重兵特務二等兵とし、補助衛生兵を補助衛生一等兵と補助衛生二等兵としたもので、尙本勅令施行の際現に輜重兵特務兵又は補助衛生兵たる者は各々輜重兵特務一等兵又は補助衛生二等兵となつた。

○兵役法施行令中改正ノ件(十月三十日公布)

兵役法の規定に依つて、第一補充兵は教育の爲百二十日以内之を召集することが出来るが、其の徵集は、從來補充兵の徵集順序に従つて爲されることとなつてゐたが、今回支那事變の經驗に鑑みて、醫師たる資格ある者其の他特種能力ある補充兵は、其の徵集順序に拘らず徵集することが出来ることとしたものである。

○北海道帝國大學官制中改正ノ件(十一月一日公布)

○大正八年勅令第十八號北海道帝國大學各學部ニ於ケル講座三關スル件中改正ノ件

工學部整備の爲、燃料學一講座を増設し、教授二人、助教一人、助手二人を増員したものである。

○大阪帝國大學官制中改正ノ件(十一月一日公布)

醫學部及工學部整備の爲藥理學一講座を増設し、航空學一講座を新設し、之に伴つて教授二人、助教二人、助手四人を増員したものである。

○保險業法改正調査委員會官制(十一月二日公布)

現行保險業法は明治三十三年の制定に係るものであるが、其の多年に亘る施行の實踐に鑑み、且又近時に於ける一般經濟事情の變遷に伴ひ現行法中改善を要する點が尠くない様になつたので、商工大臣の監督に屬する保險業法改正調査委員會を設置し商工大臣の諮問に應じ保險業法改正に關する重要事項を調査審議せしめることとし、同委員會は會長一人(商工大臣)、委員二十人以内(關係各廳高等官及學識經驗ある者を以て組織し、必要

ある場合に於ては臨時委員を置くことを得ることとしたものである。

○衛生試験所官制中改正ノ件 (勅令第六百三十四號) 本邦に於ける衛生需用量の関係から内地諸阿片の増産及外國諸阿片等の輸入に伴つて、其のモルヒネ含有率の試験に従事せしめると、飲食物等色料の試験事務に従事せしめる爲、大阪衛生試験所に技師一人、助手二人、書記一人を増員したものである。

○大正八年勅令第六十五號陸軍部内ノ技師ノ平時定員ニ關スル件中改正ノ件 (十一月四日公布) 航空其の他陸軍關係業務の増加に伴つて、陸軍部内の技師の平時定員の限度を三十九人増加し、尙勤任官と爲し得る定員一人を増員したものである。

○官立文理科大學官制中改正ノ件 (勅令第六百三十六號) 東京及廣島文理科大學に日本國體論の教授科目を設け之に伴つて兩大學に夫々教授一人、助教一人、助手一人を増員し、且煤房電氣施設等の管理を爲さしめる爲、兩大學に助手一人を新設したものである。

○選信醫及選信藥劑師ニ關スル件 (十一月四日公布) 選信省、選信局及通信官署に選信醫及選信藥劑師を置くこととしたので、選信醫は勅任官、委任官又は判任官の待遇、選信藥劑師は委任官又は判任官の待遇とし其の他之等職員の進退、官等等級及俸給等に關する規定が設けられてゐる。

○朝鮮總督府内臨時職員設置制中改正ノ件 (十一月四日公布) 臨時資金調整に關する事務に付、屬二人、貿易の調整等に關する事務に付、屬二人及助手一人を總督府に増員し、又臨時船舶管理に關する事務に付選信書記及選信技師各一人を選信官署に増員したものである。

○臺灣總督府地方官官制中改正ノ件 (十一月四日公布) 防空法臺灣施行令 (勅令第六百四十三號) 臺灣防空委員會令 (勅令第六百四十四號) 防空法を臺灣に施行し且同法第二十二條の規定に基いて之が施行に關する特例を設け、又之に伴つて臺灣防空委員會に關する規定を定め、其の種類は臺灣中央防空委員會、州廳防空委員會及市街庄防空委員會の三とし、臺灣中央防空委員會は總督府に、州廳防空委員會は州廳毎に、市街庄防空委員會は防空法第二條の規定に依り知事又は廳長の指定する市街又は市街長の統轄する市街庄毎に之を置き州廳又は市街長の名を冠することとし、又防空法施行に伴つて總督府に事務官一人、屬三人及助手二人、州及廳に警部二十二人、郡及市に屬二十一人を増員したものである。尙この外情報宣傳の連絡調整の爲總督府に事務官一人及屬二人を増員した。

○防空法臺灣施行令 (十一月四日公布) 臺灣防空委員會令 (十一月四日公布) 防空法を臺灣に施行し且同法第二十二條の規定に基いて之が施行に關する特例を設け、又之に伴つて臺灣防空委員會に關する規定を定め、其の種類は臺灣中央防空委員會、州廳防空委員會及市街庄防空委員會の三とし、臺灣中央防空委員會は總督府に、州廳防空委員會は州廳毎に、市街庄防空委員會は防空法第二條の規定に依り知事又は廳長の指定する市街又は市街長の統轄する市街庄毎に之を置き州廳又は市街長の名を冠することとし、又防空法施行に伴つて總督府に事務官一人、屬三人及助手二人、州及廳に警部二十二人、郡及市に屬二十一人を増員したものである。尙この外情報宣傳の連絡調整の爲總督府に事務官一人及屬二人を増員した。

露光量違いにより重複撮影

支那民衆に呼びかけの漫遊スポタス案

表發者選當 今次の支那事變を機とし支那民衆によびかける「漫遊スポタス」案募集は去る十一月十日締切、応募作品總數九百五十四點を十一月十八日審査の結果左記諸氏の作品を當選と決定いたしました。

- 一 賞賞金五百圓・副賞ラヂオセット壹臺 福岡市下野馬小路二三 古賀 實氏
二 賞賞金百圓宛・副賞ポータブル蓄音機壹臺 大阪市 小畑六平氏
三 賞賞金五十圓宛・副賞時計壹個宛 西宮市 石村正太郎氏
東京市 川瀬龍美氏
松江市 高倉司一氏
京都府 小原英司氏
東京市 小原英司氏
佳作内閣情報部賞状
原田欣良(横濱)立花文(東京)十津賀敏(大阪)長谷川寅(名古屋)南條青森(小原英司(東京)峰三四郎(東京)佐藤英一(兵庫)白木克(東京)金子克夫(東京)小山新三(大阪)前田和男(東京)島房秀雄(京都)田室幾郎(廣島)道里一(東京)
尙入賞並に選外優秀作百冊余點を十一月廿四日より四日間東京上野・松坂屋六階に陳列一般の展覽に供します。

主催 同盟通信社
後援 内閣情報部

國際經濟週報

「同盟」の世界經濟網による經濟雜誌
豐富新鮮なる内外政治經濟資料統計
世界農業の變調
農産物價崩落の底流
棉花 空前の豐作に激落
小麦 需給基調漸次悪化
砂糖 國際統制依然奏効
ゴム 統制の矛盾際際露
コーヒー 市價維持策放棄
上海陷落後の支那經濟
現地座談會
事變を繞る英支の宣傳
鐵蹄を東邊道の出々を見る(下)

同盟旬報
「同盟」蒐集の内外ニュース
専門雜誌
毎月三回五日日發行
定價 一部三十五圓
一年分前納十圓

編輯部報情閣内

週報

號九十五第

日一月二十年二十和昭

- 滿洲國に於ける治外法權の撤廢
及滿鐵附屬地行政權の移讓
(外務省情報部)
- 時局と農村の使命
(農林省)
- 時局と産業
(商工省)
- 戦争と鐵道
(鐵道省)
- 大本營設置せらる
(陸軍省新聞班)
- 黄浦江の水路開く
(海軍省海軍軍事普及部)

週報

昭和十七年十一月一日第一種郵便物認可
昭和十七年十二月十四日發行

(毎週一回水曜日發行) 第五十八號

(本書の大きさは國定規格A5判)

五錢

愈々本月三十日締切

奮つて全國民の

應募せられんことを望む

愛國行進曲作曲懸賞募集

作曲募集規定の詳細は

週報第五十六號又は第五十七號にあり

内閣情報部

週報

昭和十七年十二月十四日印刷發行

編輯者 内閣情報部
東京市麹町區永田町
印刷者 内閣印刷局
東京市麹町區大手町

定價
一ヶ月(前金) 一圓四十錢
一年(前金) 四圓四十錢
(外郵便に依る地) 送料
(外郵便に依る地) 送料
一ヶ月分未滿配送御希望の方は一
部五錢の割合を以て前金を添へ御
申込み下さい。

申込所
内閣印刷局發行課
電話九ノ内(三)三五二一九
振替東京一九〇〇番
全國各地官報販賣所
東都書籍株式會社
東京市神田區神保町一之三三
振替東京九三九〇番
最寄書店・驛賣店